

新潟県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

### 新潟県規則第29号

新潟県行政組織規則の一部を改正する規則

新潟県行政組織規則（昭和35年新潟県規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中款の表示に下線が引かれた款（以下「追加款」という。）を加え、次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（款、条、項及び号の表示並びに追加款及び追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
目次 第1章・第2章（略） 第3章 地域機関 第1節・第2節（略） 第3節 その他の機関 第1款～第5款（略） 第5款の2 <u>削除</u> 第5款の3～第29款（略） <u>第29款の2 近代美術館</u> <u>第29款の3 歴史博物館</u> 第30款～第40款（略） 第4章・第5章（略） 附則  (知事政策局) <b>第6条</b> 知事政策局に次の課、室、センター、係及び班を置く。 政策企画課 総務企画班 <u>男女平等・共同参画推進室</u> 秘書課～地域政策課（略） ICT推進課 <u>企画調査班 行政デジタル化推進班</u> 国際課（略）  (総務部) <b>第6条の2</b> <u>総務部</u> に次の課、センター、室、係及び班を置く。 財政課～法務文書課（略） <u>県民生活課</u> <u>社会活動推進係 消費とくらしの安全推進班</u> <u>交通安全対策室</u> 大学・私学振興課	目次 第1章・第2章（略） 第3章 地域機関 第1節・第2節（略） 第3節 その他の機関 第1款～第5款（略） 第5款の2 <u>歴史博物館</u> 第5款の3～第29款（略）  第30款～第40款（略） 第4章・第5章（略） 附則  (知事政策局) <b>第6条</b> 知事政策局に次の課、室、センター、係及び班を置く。 政策企画課 総務企画班 秘書課～地域政策課（略） ICT推進課 <u>地域ICT推進班</u> <u>スマート自治体推進班</u> 国際課（略）  (総務管理部) <b>第6条の2</b> <u>総務管理部</u> に次の課、センター、室、係及び班を置く。 財政課～法務文書課（略）  大学・私学振興課

企画班 私学班  
市町村課～総務事務センター (略)  
2～4 (略)

(環境局)

第6条の3 環境局に次の課、室及び係を置く。

環境政策課

総務係 環境政策係 カーボンゼロ推進室

環境対策課

環境保全係 大気環境係 水環境係 自然共生室

資源循環推進課

資源循環企画係 産業廃棄物係 不法投棄対策室

(福祉保健部)

第6条の5 福祉保健部に次の課、室、センター、係及び班を置く。

福祉保健総務課～地域医療政策課 (略)

感染症対策・薬務課

新型コロナウイルス感染症対策班 感染症対策係 薬務係 薬事指導係

医師・看護職員確保対策課・高齢福祉保健課 (略)

健康づくり支援課

難病等対策・母子保健係 健康立県推進班 歯科保健係 成人保健係

生活衛生課～子ども家庭課 (略)

(産業労働部)

第6条の6 産業労働部に次の課、室、係及び班を置く。

産業政策課～産業立地課 (略)

しごと定住促進課

U・Iターン就業促進班 働き方改革推進室

雇用能力開発課

企画技能係 指導係 雇用対策係

(観光文化スポーツ部)

企画班 支援班  
市町村課～総務事務センター (略)  
2～4 (略)

(県民生活・環境部)

第6条の3 県民生活・環境部に次の課、室、係及び班を置く。

県民生活課

総務班 社会活動推進係 広域避難者支援係

消費とくらしの安全室 交通安全対策室

文化振興課

文化政策係 文化事業係

スポーツ課

企画係 競技スポーツ係 スポーツ施設係 ス

ポーツイベント班

男女平等社会推進課

企画調整係 事業推進係

環境企画課

企画調整係 自然保護係 鳥獣管理係 地球環

境対策室

環境対策課

環境保全係 大気環境係 水環境係

廃棄物対策課

資源循環推進係 産業廃棄物係 不法投棄対策室

(福祉保健部)

第6条の5 福祉保健部に次の課、室、センター、係及び班を置く。

福祉保健総務課～地域医療政策課 (略)

感染症対策・薬務課

感染症対策班 薬務係 薬事指導係

医師・看護職員確保対策課・高齢福祉保健課 (略)

健康づくり支援課

難病等対策係 健康立県推進班 歯科保健係 成人保健係 母子保健係

生活衛生課～子ども家庭課 (略)

(産業労働部)

第6条の6 産業労働部に次の課、室、係及び班を置く。

産業政策課～産業立地課 (略)

しごと定住促進課

労政企画係 雇用対策係 U・Iターン就業促進班

職業能力開発課

企画・指導班 技能振興係

(観光局)

**第6条の7** 観光文化スポーツ部に次の課、室、係

及び班を置く。

観光企画課

総務係

国際観光推進課

文化課

文化政策係 文化事業係 文化財係 埋蔵文化財係 世界遺産登録推進室

スポーツ課

企画係 競技スポーツ係 スポーツ施設係 スポーツイベント班

(農林水産部)

**第6条の8** 農林水産部に次の課、室、係及び班を置く。

農業総務課～治山課 (略)

水産課

団体・企画係 資源対策係 調整係 内水面係

漁港課～畜産課 (略)

2・3 (略)

(分掌事務)

**第9条** 前節に規定する課、室及びセンター(課又はセンターに置く室及び課に置くセンターを除く。)の分掌事務は、次のとおりとする。

知事政策局

政策企画課

(1)～(7) (略)

(8) 国土形成計画に関する事項

(9) 男女平等・共同参画社会の形成の企画及び総合調整に関する事項

(10) (略)

(11) (略)

秘書課・広報広聴課 (略)

地域政策課

(1) 地域政策に係る企画及び調整に関する事項

(2)～(7) (略)

ICT推進課

(1)・(2) (略)

(3) デジタル改革の推進に関する事項

(4)～(9) (略)

国際課 (略)

総務部

財政課

(1) 総務部所管の人事(人事課の所管に属する事項を除く。)、予算及び経理に関する事項

(2)～(12) (略)

人事課～法務文書課 (略)

**第6条の7** 観光局に次の課を置く。

観光企画課

国際観光推進課

(農林水産部)

**第6条の8** 農林水産部に次の課、室、係及び班を置く。

農業総務課～治山課 (略)

水産課

団体係 資源対策係 調整係 指導普及係 内水面係

漁港課～畜産課 (略)

2・3 (略)

(分掌事務)

**第9条** 前節に規定する課、室及びセンター(課又はセンターに置く室及び課に置くセンターを除く。)の分掌事務は、次のとおりとする。

知事政策局

政策企画課

(1)～(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

秘書課・広報広聴課 (略)

地域政策課

(1) 地域政策に係る企画及び連携調整に関する事項

(2)～(7) (略)

(8) 国土形成計画に関する事項

ICT推進課

(1)・(2) (略)

(3) ICT推進プランに関する事項

(4)～(9) (略)

国際課 (略)

総務管理部

財政課

(1) 総務管理部所管の人事(人事課の所管に属する事項を除く。)、予算及び経理に関する事項

(2)～(12) (略)

人事課～法務文書課 (略)

県民生活課

- (1) ボランティア等の社会活動参加及び民間非営利団体との連携の促進に関する事項
- (2) 特定非営利活動法人の認証等に関する事項
- (3) 消費者行政の企画及び調整に関する事項
- (4) 商品等の規格、表示、取引等の適正化に関する事項
- (5) 安全で安心なまちづくりに関する事項
- (6) 交通安全対策に関する事項
- (7) 交通遺児対策に関する事項
- (8) 消費生活センターに関する事項
- (9) 交通事故相談所に関する事項

大学・私学振興課～総務事務センター（略）  
環境局

環境政策課

- (1) 環境行政の総合企画調整に関する事項
- (2) 環境局所管の人事、予算及び経理に関する事項
- (3) 環境影響評価の審査及び指導に関する事項
- (4) 地球温暖化対策に関する事項
- (5) フロン類の管理の適正化に関する事項

大学・私学振興課～総務事務センター（略）

県民生活・環境部

県民生活課

- (1) 県民生活・環境行政の総合企画調整に関する事項
- (2) 県民生活・環境部所管の人事、予算及び経理に関する事項
- (3) ボランティア等の社会活動参加及び民間非営利団体との連携の促進に関する事項
- (4) 特定非営利活動法人の認証等に関する事項
- (5) 東日本大震災による避難者の支援に関する事項
- (6) 平成16年新潟県中越地震及び平成19年新潟県中越沖地震に関する事項
- (7) 消費者行政の企画及び調整に関する事項
- (8) 商品等の規格、表示、取引等の適正化に関する事項
- (9) 安全で安心なまちづくりに関する事項
- (10) 交通安全対策に関する事項
- (11) 交通遺児対策に関する事項
- (12) 消費生活センターに関する事項
- (13) 交通事故相談所に関する事項

文化振興課

- (1) 文化行政の企画及び調整に関する事項
- (2) 文化行政の推進に関する事項
- (3) 県民会館に関する事項
- (4) 自然科学館に関する事項
- (5) 歴史博物館に関する事項

スポーツ課

- (1) スポーツ施策の企画及び総合調整に関する事項
- (2) 生涯スポーツの推進に関する事項
- (3) 競技力の向上に関する事項
- (4) 県立の社会体育施設に関する事項
- (5) 大規模スポーツイベントの誘致及び開催に関する事項

男女平等社会推進課

- (1) 男女平等社会の形成の企画及び総合調整に関する事項

環境対策課

(1)～(10) (略)

(11) 自然保護に関する事項

(12) 自然公園に関する事項

(13) 温泉に関する事項

(14) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する事項

(15) 愛鳥センター紫雲寺さえずりの里に関する事項

(16) 佐渡トキ保護センターに関する事項  
資源循環推進課 (略)

防災局

防災企画課

(1)～(5) (略)

(6) 東日本大震災による避難者の支援に関する事項

危機対策課～原子力安全対策課 (略)

福祉保健部

福祉保健総務課

(1)・(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

(14) (略)

国保・福祉指導課～子ども家庭課 (略)

産業労働部

産業政策課～産業立地課 (略)

しごと定住促進課

(2) 男女平等社会の形成の推進に関する事項  
環境企画課

(1) 環境施策の企画及び調整に関する事項

(2) 環境影響評価の審査及び指導に関する事項

(3) 自然保護に関する事項

(4) 自然公園に関する事項

(5) 温泉に関する事項

(6) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する事項

(7) 地球温暖化対策に関する事項

(8) フロン類の管理の適正化に関する事項

(9) 愛鳥センター紫雲寺さえずりの里に関する事項

(10) 佐渡トキ保護センターに関する事項  
環境対策課

(1)～(10) (略)

廃棄物対策課 (略)

防災局

防災企画課

(1)～(5) (略)

危機対策課～原子力安全対策課 (略)

福祉保健部

福祉保健総務課

(1)・(2) (略)

(3) 健康福祉計画の推進に関する事項

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

(14) (略)

(15) (略)

国保・福祉指導課～子ども家庭課 (略)

産業労働部

産業政策課～産業立地課 (略)

しごと定住促進課

(1)～(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) 働き方改革の推進に関する事項

雇用能力開発課

(1)～(7) (略)

(8) 雇用対策に関する事項

観光文化スポーツ部

観光企画課

(1) 観光文化スポーツ部所管の人事、予算及び経理に関する事項

(2)～(10) (略)

国際観光推進課 (略)

文化課

(1) 文化行政の企画及び調整に関する事項

(2) 文化行政の推進に関する事項

(3) 文化財に関する事項

(4) 埋蔵文化財に関する事項

(5) 古式銃砲及び刀剣類の登録等に関する事項

(6) 博物館に関する事項

(7) 世界遺産登録に関する事項

(8) 県民会館に関する事項

(9) 県政記念館に関する事項

(10) 自然科学館に関する事項

(11) 近代美術館に関する事項

(12) 埋蔵文化財センターに関する事項

(13) 歴史博物館に関する事項

スポーツ課

(1) スポーツ施策の企画及び総合調整に関する事項

(2) 生涯スポーツの推進に関する事項

(3) 競技力の向上に関する事項

(4) 県立の社会体育施設に関する事項

(5) 大規模スポーツイベントの誘致及び開催に関する事項

農林水産部・農地部 (略)

土木部

監理課・技術管理課 (略)

用地・土地利用課

(1)～(10) (略)

(11) 盛土等の規制に関する事項

道路管理課～営繕課 (略)

交通政策局・出納局 (略)

2 各部（知事政策局、環境局、防災局、交通政策局及び出納局を含む。以下この項において同じ。）の筆頭に掲げる課を主管課といい、部内各課の連絡調整に関する事項及び部内他課に属しない事項を処理するものとする。

(名称、位置及び所管区域)

(1)～(7) (略)

(8) 雇用対策に関する事項

(9) (略)

(10) (略)

職業能力開発課

(1)～(7) (略)

観光局

観光企画課

(1) 観光局所管の人事、予算及び経理に関する事項

(2)～(10) (略)

国際観光推進課 (略)

農林水産部・農地部 (略)

土木部

監理課・技術管理課 (略)

用地・土地利用課

(1)～(10) (略)

道路管理課～営繕課 (略)

交通政策局・出納局 (略)

2 各部（知事政策局、防災局、観光局、交通政策局及び出納局を含む。以下この項において同じ。）の筆頭に掲げる課を主管課といい、部内各課の連絡調整に関する事項及び部内他課に属しない事項を処理するものとする。

(名称、位置及び所管区域)

第10条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、新潟県地域振興局設置条例(平成13年新潟県条例第60号)別表第2所掌事務の欄に掲げる事務についての所管区域は、次のとおりである。

名称	所管区域
新潟地域振興局	新潟市 <u>三条市</u> <u>加茂市</u> <u>燕市</u> <u>五泉市</u> <u>佐渡市</u> <u>西蒲原郡</u> <u>南蒲原郡</u> <u>東蒲原郡</u>

(略)

3 (略)

4 第1項の規定にかかわらず、軽油引取税に関する事務(新潟県地域振興局設置条例別表第3所掌事務の欄第4号に掲げる事務及び免税証の交付に関する事務を除く。)についての所管区域は、次のとおりである。

名称	所管区域
新潟地域振興局	新潟市 <u>五泉市</u> <u>佐渡市</u> <u>東蒲原郡</u>
長岡地域振興局	長岡市 <u>三条市</u> <u>柏崎市</u> <u>小千谷市</u> <u>加茂市</u> <u>見附市</u> <u>燕市</u> <u>西蒲原郡</u> <u>南蒲原郡</u> <u>三島郡</u> <u>刈羽郡</u>

(略)

5 第1項の規定にかかわらず、新潟県地域振興局設置条例別表第5所掌事務の欄に掲げる事務についての所管区域は、次のとおりである。

(略)

6 (略)

第10条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、新潟県地域振興局設置条例(平成13年新潟県条例第60号)別表第2所掌事務の欄に掲げる事務についての所管区域は、次のとおりである。

名称	所管区域
新潟地域振興局	新潟市 <u>五泉市</u> <u>東蒲原郡</u>
<u>三条地域振興局</u>	<u>三条市</u> <u>加茂市</u> <u>燕市</u> <u>西蒲原郡</u> <u>南蒲原郡</u>

(略)

佐渡地域振興局 佐渡市

3 (略)

4 第1項の規定にかかわらず、軽油引取税に関する事務(新潟県地域振興局設置条例別表第3所掌事務の欄第4号に掲げる事務及び免税証の交付に関する事務を除く。)についての所管区域は、次のとおりである。

名称	所管区域
新潟地域振興局	新潟市 <u>五泉市</u> <u>東蒲原郡</u>
長岡地域振興局	長岡市 <u>三条市</u> <u>柏崎市</u> <u>小千谷市</u> <u>加茂市</u> <u>見附市</u> <u>南蒲原郡</u> <u>三島郡</u> <u>刈羽郡</u>

(略)

佐渡地域振興局 佐渡市

5 第1項の規定にかかわらず、保健に関する事務(衛生に関する事務を除く。)並びに福祉に関する事務のうち母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事務についての所管区域は、次のとおりである。

(略)

6 (略)

7 第1項の規定にかかわらず、衛生及び環境に関する事務(公害の防止及び廃棄物の処理に関する事務を除く。)についての所管区域は、次のとおりである。

名称	所管区域
村上地域振興局	村上市 <u>岩船郡</u>
新発田地域振興局	新発田市 <u>阿賀野市</u> <u>胎内市</u> <u>北蒲原郡</u>
新潟地域振興局	<u>五泉市</u> <u>東蒲原郡</u>
<u>三条地域振興局</u>	<u>三条市</u> <u>加茂市</u> <u>燕市</u> <u>西蒲原郡</u> <u>南蒲原郡</u>
長岡地域振興局	長岡市 <u>小千谷市</u> <u>見附市</u> <u>三島郡</u>
魚沼地域振興局	魚沼市
南魚沼地域振興局	南魚沼市 <u>南魚沼郡</u>

7 (略)

8 (略)

9 第1項の規定にかかわらず、新潟県地域振興局設置条例別表第8所掌事務の欄に掲げる事務についての所管区域は、次のとおりである。

名 称	所 管 区 域
新発田地域振興局	新発田市 村上市 阿賀野市 胎内市 北蒲原郡 岩船郡
新潟地域振興局	新潟市 五泉市 東蒲原郡
三条地域振興局	三条市 加茂市 燕市 西蒲原郡 南蒲原郡
長岡地域振興局	長岡市 柏崎市 小千谷市 見附市 三島郡 刈羽郡
南魚沼地域振興局	十日町市 魚沼市 南魚沼市 南魚沼郡 中魚沼郡
上越地域振興局	上越市 糸魚川市 妙高市
佐渡地域振興局	佐渡市

10 第1項の規定にかかわらず、林業に関する事務(木材産業に関する事務を除く。)についての所管区域は、次のとおりである。

(略)

11 第1項の規定にかかわらず、林業に関する事務のうち木材産業に関する事務についての所管区域は、次のとおりである。

名 称	所 管 区 域
村上地域振興局	村上市 岩船郡
新潟地域振興局	新潟市 新発田市 五泉市 阿賀野市 胎内市 北蒲原郡 東蒲原郡
長岡地域振興局	長岡市 三条市 柏崎市 小千谷市 加茂市 見附市 燕市 西蒲原郡 南蒲原郡 三島郡 刈羽郡
南魚沼地域振興局	十日町市 魚沼市 南魚沼市 南魚沼郡 中魚沼郡
上越地域振興局	上越市 糸魚川市 妙高市
佐渡地域振興局	佐渡市

12 (略)

13 (略)

14 (略)

15 新潟地域振興局の新潟県地域振興局設置条例別表第9所掌事務の欄に掲げる事務の一部の分掌については、前項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(略)

16 地域振興局の部又は港湾事務所の事務の一部を

十日町地域振興局 十日町市 中魚沼郡

柏崎地域振興局 柏崎市 刈羽郡

上越地域振興局 上越市 妙高市

糸魚川地域振興局 糸魚川市

佐渡地域振興局 佐渡市

8 (略)

9 (略)

10 第1項の規定にかかわらず、林業に関する事務についての所管区域は、次のとおりである。

(略)

11 (略)

12 (略)

13 (略)

14 新潟地域振興局の新潟県地域振興局設置条例別表第9所掌事務の欄に掲げる事務の一部の分掌については、第13項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(略)

15 地域振興局の部又は港湾事務所の事務の一部を

分掌させるため、次のとおり農林事務所、維持管理事務所及び分所を置く。

名称	位置	担当区域
----	----	------

(略)

17 (略)

18 地域振興局県税部の事務の一部を分掌させるため、次のとおり収税課を置く。

名称	位置	担当区域
----	----	------

新潟地域振興局県税部新津収税課	(略)	(略)
-----------------	-----	-----

新潟地域振興局県税部三条収税課	三条市	三条市 加茂市 燕市 西蒲原郡 南蒲原郡
-----------------	-----	----------------------

新潟地域振興局県税部佐渡収税課	佐渡市	佐渡市
-----------------	-----	-----

(略)

(組織)

第11条 地域振興局に次の部、センター、課及び係を置く。

(1) 村上地域振興局

健康福祉部

地域保健課・衛生環境課 (略)

農林振興部

庶務課 (略)

普及課

農村整備課～森林施設課 (略)

地域整備部

総務課

業務課

業務係 行政係

用地課

維持管理課～ダム管理課 (略)

(2) 新発田地域振興局

企画振興部

分掌させるため、次のとおり農林事務所、維持管理事務所、地区センター及び分所を置く。

名称	位置	担当区域
----	----	------

新潟地域振興局健康福祉部	東蒲原郡阿賀町	東蒲原郡
--------------	---------	------

津川地区センター		
----------	--	--

ター		
----	--	--

(略)

16 (略)

17 地域振興局県税部の事務の一部を分掌させるため、次のとおり収税課を置く。

名称	位置	担当区域
----	----	------

新潟地域振興局県税部新津収税課	(略)	(略)
-----------------	-----	-----

(略)

(組織)

第11条 地域振興局に次の部、センター、課及び係を置く。

(1) 村上地域振興局

企画振興部

総務課

総務係

地域振興課

健康福祉部

企画調整課

地域保健課・衛生環境課 (略)

農林振興部

庶務課 (略)

企画振興課

普及課

農村計画課

農村整備課～森林施設課 (略)

地域整備部

庶務課

庶務係 行政係

用地課

計画調整課

維持管理課～ダム管理課 (略)

(2) 新発田地域振興局

企画振興部

県民サービスセンター  
県税部 (略)  
健康福祉環境部  
庶務課～生活衛生課 (略)  
環境センター (略)

児童・障害者相談センター

庶務課  
庶務係  
企画指導課  
相談判定課  
農業振興部～地域整備部 (略)  
(3) 新潟地域振興局  
企画振興部

県税部  
庶務課～新津収税課 (略)  
三条収税課  
佐渡収税課  
健康福祉部 (略)  
農林振興部  
庶務課～生産振興課 (略)  
普及課  
農村計画課～森林施設課 (略)  
地域整備部 (略)  
(4) 三条地域振興局

健康福祉環境部 (略)  
農業振興部  
庶務課～普及課 (略)  
農村整備課  
地域整備部  
総務課  
業務課  
業務係 行政係  
用地課

総務課

総務係  
地域振興課  
県民サービスセンター  
県税部 (略)  
健康福祉環境部  
庶務課～生活衛生課 (略)  
環境センター (略)  
児童・障害者相談センター  
相談課

農業振興部～地域整備部 (略)  
(3) 新潟地域振興局  
企画振興部

総務課

総務係  
地域振興課  
県税部  
庶務課～新津収税課 (略)  
健康福祉部 (略)  
農林振興部  
庶務課～生産振興課 (略)  
普及第1課  
普及第2課  
農村計画課～森林施設課 (略)  
地域整備部 (略)

(4) 三条地域振興局

企画振興部

総務課  
総務係  
地域振興課

県税部

課税課  
収税課  
健康福祉環境部 (略)  
農業振興部  
庶務課～普及課 (略)  
農村計画課  
農村整備課  
地域整備部

庶務課

庶務係 行政係  
用地課  
計画調整課

維持管理課～建築課 (略)

(5) 長岡地域振興局  
企画振興部

県民サービスセンター  
県税部 (略)  
健康福祉環境部  
庶務課～生活衛生課 (略)  
環境センター (略)

児童・障害者相談センター  
庶務課  
庶務係  
指導保護課  
相談判定課

農林振興部・地域整備部 (略)

(6) 魚沼地域振興局

健康福祉部

地域保健課・衛生環境課 (略)  
農業振興部  
庶務課 (略)

普及課

農村整備課  
地域整備部  
総務課  
業務課  
業務係 行政係  
用地課

維持管理課～治水課 (略)

(7) 南魚沼地域振興局  
企画振興部

県民サービスセンター  
県税部 (略)  
健康福祉環境部  
庶務課～生活衛生課 (略)  
環境センター (略)

維持管理課～建築課 (略)

(5) 長岡地域振興局  
企画振興部  
総務課  
総務係  
地域振興課  
県民サービスセンター  
県税部 (略)  
健康福祉環境部  
庶務課～生活衛生課 (略)  
環境センター (略)  
児童・障害者相談センター  
指導保護課  
相談判定課

農林振興部・地域整備部 (略)

(6) 魚沼地域振興局  
企画振興部  
総務課  
総務係  
地域振興課  
健康福祉部  
企画調整課  
地域保健課・衛生環境課 (略)  
農業振興部  
庶務課 (略)  
企画振興課  
普及課  
農村計画課  
農村整備課  
地域整備部

庶務課  
庶務係 行政係  
用地課  
計画調整課  
維持管理課～治水課 (略)

(7) 南魚沼地域振興局  
企画振興部  
総務課  
総務係  
地域振興課  
県民サービスセンター  
県税部 (略)  
健康福祉環境部  
庶務課～生活衛生課 (略)  
環境センター (略)

児童・障害者相談センター  
庶務課  
庶務係  
企画指導課  
相談判定課  
 農林振興部  
   庶務課（略）  
   農業企画課  
   生産振興課  
   普及課～森林施設課（略）  
 地域整備部（略）  
 (8) 十日町地域振興局  
  
 健康福祉部  
  
   地域保健課・衛生環境課（略）  
 農業振興部  
   庶務課（略）  
  
   普及課  
  
   農村整備課  
 地域整備部  
   総務課  
   業務課  
   業務係 行政係  
   用地課  
  
   維持管理課～治水課（略）  
 (9) 柏崎地域振興局  
  
 健康福祉部  
  
   地域保健課・衛生環境課（略）  
 農業振興部  
   庶務課（略）  
  
   普及課  
  
   農村整備課  
 地域整備部  
   総務課  
   業務課

児童・障害者相談センター  
相談課  
  
 農林振興部  
   庶務課（略）  
   企画振興課  
  
   普及課～森林施設課（略）  
 地域整備部（略）  
 (8) 十日町地域振興局  
企画振興部  
総務課  
総務係  
地域振興課  
 健康福祉部  
   企画調整課  
   地域保健課・衛生環境課（略）  
 農業振興部  
   庶務課（略）  
   企画振興課  
   普及課  
   農村計画課  
   農村整備課  
 地域整備部  
  
   庶務課  
   庶務係 行政係  
   用地課  
   計画調整課  
   維持管理課～治水課（略）  
 (9) 柏崎地域振興局  
企画振興部  
総務課  
総務係  
地域振興課  
 健康福祉部  
   企画調整課  
   地域保健課・衛生環境課（略）  
 農業振興部  
   庶務課（略）  
   企画振興課  
   普及課  
   農村計画課  
   農村整備課  
 地域整備部  
  
   庶務課

業務係 行政係  
 用地課  
  
 維持管理課～ダム管理課 (略)  
 (10) 上越地域振興局  
 企画振興部  
  
 県民サービスセンター  
 県税部 (略)  
 健康福祉環境部  
 総務福祉課～生活衛生課 (略)  
 環境センター (略)  
  
児童・障害者相談センター  
庶務課  
庶務係  
指導保護課  
相談判定課  
 農林振興部・地域整備部 (略)  
 (11) 糸魚川地域振興局  
  
 健康福祉部  
  
 地域保健課・衛生環境課 (略)  
 農林振興部  
 庶務課 (略)  
  
 普及課  
  
 農村整備課～森林施設課 (略)  
 地域整備部  
総務課  
業務課  
業務係 行政係  
 用地課  
  
 維持管理課～河川・砂防課 (略)  
 (12) 佐渡地域振興局

庶務係 行政係  
 用地課  
計画調整課  
 維持管理課～ダム管理課 (略)  
 (10) 上越地域振興局  
 企画振興部  
総務課  
総務係  
地域振興課  
 県民サービスセンター  
 県税部 (略)  
 健康福祉環境部  
 総務福祉課～生活衛生課 (略)  
 環境センター (略)  
児童・障害者相談センター  
指導保護課  
相談判定課  
  
 農林振興部・地域整備部 (略)  
 (11) 糸魚川地域振興局  
企画振興部  
総務課  
総務係  
地域振興課  
 健康福祉部  
企画調整課  
 地域保健課・衛生環境課 (略)  
 農林振興部  
 庶務課 (略)  
企画振興課  
 普及課  
農村計画課  
 農村整備課～森林施設課 (略)  
 地域整備部  
  
庶務課  
庶務係 行政係  
 用地課  
計画調整課  
 維持管理課～河川・砂防課 (略)  
 (12) 佐渡地域振興局  
企画振興部  
総務課  
総務係  
地域振興課  
県民サービスセンター  
 県税部

健康福祉環境部 (略)  
農林水産振興部  
庶務課 (略)  
企画振興課

普及課～振興課 (略)  
地域整備部  
総務課  
業務課  
業務係 行政係  
用地課

維持管理課～建築課 (略)  
港湾空港業務課 (略)  
空港用地課～漁港課 (略)  
県民サービスセンター

2 新潟地域振興局巻農業振興部に次の課及び係を置く。

庶務課 (略)

普及課

農村整備課・農地整備課 (略)

3 新潟地域振興局新津地域整備部に次の課及び係を置く。

庶務課・用地課 (略)

維持管理課～ダム管理課 (略)

4～8 (略)

9 (略)

10 (略)

11 (略)

12 (略)

(分掌事務)

**第12条** 村上地域振興局の部及び課の分掌事務は、第24項から第26項までに規定するもののほか、次のとおりとする。

課税課

収税課

健康福祉環境部 (略)  
農林水産振興部

庶務課 (略)

農業企画課

生産振興課

普及課～振興課 (略)

地域整備部

庶務課

庶務係 行政係

用地課

計画調整課

維持管理課～建築課 (略)

業務課 (略)

空港用地課～漁港課 (略)

2 新潟地域振興局巻農業振興部に次の課及び係を置く。

庶務課 (略)

企画振興課

普及課

農村計画課

農村整備課・農地整備課 (略)

3 新潟地域振興局新津地域整備部に次の課及び係を置く。

庶務課・用地課 (略)

計画調整課

維持管理課～ダム管理課 (略)

4～8 (略)

9 新潟地域振興局健康福祉部津川地区センターに次の課を置く。

地域福祉課

10 (略)

11 (略)

12 (略)

13 (略)

(分掌事務)

**第12条** 村上地域振興局の部及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部

総務課

(1) 局所管の人事の総合調整に関する事項

(2) 部所管の人事、公印、文書及び会計に関する事項

(3) 庁舎管理に関する事項 (健康福祉部の所管に属する事項を除く。)

(4) 局及び地域機関の連絡調整に関する事項

健康福祉部

地域保健課

- (1)～(7) (略)
- (8) 介護保険に関する事業に関する事項
- (9)～(19) (略)
- (20) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第13条、第31条の6又は第32条の規定による貸付金の貸付け及びその償還並びに母子家庭等の相談支援に関する事項
- 衛生環境課 (略)
- 農林振興部  
庶務課
- (1)～(13) (略)
- (14) 動物感染症に係る総合調整に関する事項
- (15) (略)

- (5) 県民相談に関する事項
- (6) 行政資料の閲覧に関する事項
- (7) 地域振興課に属しない事項

地域振興課

- (1) 地域振興に係る施策の企画立案及び実施に関する事項
- (2) 地域振興に係る局内の調整に関する事項
- (3) 地域振興に係る市町村との情報交換に関する事項
- (4) 地域振興計画に関する事項
- (5) 市町村合併の支援に関する事項
- (6) 広域行政の推進に関する事項
- (7) 地域広報広聴活動に関する事項

健康福祉部

企画調整課

- (1) 部所管の人事、公印、文書及び会計に関する事項
- (2) 庁舎管理に関する事項（健康福祉部が設置されている庁舎に限る。）
- (3) 保健所の庶務及び会計に関する事項
- (4) 健康福祉計画の推進に関する事項
- (5) 保健、福祉及び医療情報に関する事項
- (6) 事業計画及び業務調整に関する事項
- (7) 保健福祉関係職員研修に関する事項
- (8) 総合相談に関する事項
- (9) 介護保険に関する事業の企画調整に関する事項
- (10) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第13条、第31条の6又は第32条の規定による貸付金の貸付け及びその償還並びに母子家庭等の相談支援に関する事項
- (11) 部内他課に属しない事項

地域保健課

- (1)～(7) (略)
- (8) 介護保険に関する事業に関する事項（保健に関する事項に限る。）
- (9)～(19) (略)

衛生環境課 (略)

農林振興部

庶務課

- (1)～(13) (略)

- (14) (略)

企画振興課

- (1) 地域農政の総合推進に関する事項
- (2) 農業構造の改善に関する事項
- (3) 農山村地域等の振興に関する事項

普及課 (略)

農村整備課～森林施設課 (略)  
地域整備部  
総務課

- (1) 局所管の人事の総合調整に関する事項
- (2) 庁舎管理に関する事項 (健康福祉部の所管に属する事項を除く。)
- (3) 局及び地域機関の連絡調整に関する事項
- (4) 危機管理に係る総合調整に関する事項 (他部の所管に属する事項を除く。)
- (5) 県民相談に関する事項

- (4) 農業経営改善の企画に関する事項 (農業普及指導センターの所管に属する事項を除く。)
- (5) 農業の担い手及び経営体の育成指導の企画に関する事項
- (6) 農業情報に関する事項
- (7) 制度資金に関する事項
- (8) 主要作物の生産振興に関する事項
- (9) 環境保全型農業の推進に関する事項
- (10) 農用地の土壌保全に関する事項
- (11) 農業機械に関する事項
- (12) 農薬の適正使用等に関する事項
- (13) 肥料に関する事項
- (14) 農業災害に関する事項
- (15) 野菜、果樹、花き及び特産作物の生産振興及び出荷指導に関する事項
- (16) 養蚕の振興に関する事項
- (17) 卸売市場に関する事項
- (18) 農林水産物の品質表示等の適正化に関する事項
- (19) 畜産の振興に関する事項
- (20) 草地開発及び自給飼料に関する事項
- (21) 流通飼料の品質の改善に関する事項
- (22) 家畜及び畜産物の流通に関する事項
- (23) 家畜市場及び家畜商に関する事項

普及課 (略)

農村計画課

- (1) 土地改良事業の計画樹立に関する事項
- (2) 農地に係る土地利用及び水利の調査及び調整に関する事項
- (3) 農業農村整備事業に係る設計、積算及び検査に関する事項
- (4) 団体営農業農村整備事業の審査及び助言に関する事項
- (5) 土地改良施設の維持管理に関する事項
- (6) 農地及び農業用施設の災害復旧事業の執行に関する事項
- (7) 国土調査に関する事項
- (8) 農地に係る各種調査及び農業農村整備事業に係る技術職員の研修に関する事項
- (9) 多面的機能支払制度に係る指導、助言及び検査に関する事項

農村整備課～森林施設課 (略)  
地域整備部

(6) 行政資料の閲覧に関する事項

業務課 (略)

用地課 (略)

維持管理課～ダム管理課 (略)

2 新発田地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部

(1) 局所管の人事の総合調整に関する事項

(2) 部所管の人事、公印、文書及び会計に関する事項

(3) 県税部所管の人事、文書及び会計に関する事項

(4) 庁舎管理に関する事項

(5) 局及び地域機関の連絡調整に関する事項

(6) 危機管理に係る総合調整に関する事項（他部等の所管に属する事項を除く。）

(7) 地域振興に係る施策の企画立案及び実施に関する事項

(8) 地域振興に係る局内の調整に関する事項

(9) 地域振興に係る市町村との情報交換に関する事項

(10) 地域振興計画に関する事項

県民サービスセンター (略)

県税部

課税課 (略)

収税課

(1) 県税（利子等、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る県民税、地方消費税、新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号）第69条第1項又は第69条の2に規定する方法により払い込まれる自動車税の種別割、核燃料税並びに同条例第58条第1項に規定する方法により納付される自動車税の環境性能割を除く。）に係る徴

庶務課 (略)

用地課 (略)

計画調整課

(1) 土木事業に係る調査、計画及び調整に関する事項

(2) 許可、認可等に係る技術的審査に関する事項

(3) 土木事業に係る市町村事業の助言に関する事項

維持管理課～ダム管理課 (略)

2 新発田地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部

総務課

(1) 局所管の人事の総合調整に関する事項

(2) 部所管の人事、公印、文書及び会計に関する事項

(3) 県税部所管の人事、文書及び会計に関する事項

(4) 庁舎管理に関する事項

(5) 局及び地域機関の連絡調整に関する事項

(6) 部内他課等に属しない事項

地域振興課

前項に規定する企画振興部地域振興課の分掌事務

県民サービスセンター (略)

県税部

課税課 (略)

収税課

(1) 県税（利子等、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る県民税、地方消費税、県たばこ税（手持品課税を除く。）、新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号）第69条第1項又は第69条の2に規定する方法により払い込まれる自動車税の種別割、核燃料税並びに同条例第58条第1項に規定する方法により納付される自動車

税金（以下「県税徴収金」という。）及び過料の  
収納に関する事項（村上収税課の所管に属する  
事項を除く。次号から第7号までにおいて同じ。）

(2)～(7) (略)

村上収税課 (略)  
健康福祉環境部  
庶務課

(1) (略)

(2) 保健所及び福祉事務所の庶務及び会計に関する事項

(3) (略)

企画調整課

(1) 地域保健医療計画の調整及び推進に関する事項

(2)～(6) (略)

(7) 新型インフルエンザ等に係る総合調整に関する事項

地域福祉課

(1)～(13) (略)

(14) 家庭児童相談その他の福祉に関する相談に関する事項（児童・障害者相談センター相談判定課の所管に属する事項を除く。）

(15)・(16) (略)

地域保健課～生活衛生課 (略)  
環境センター (略)

児童・障害者相談センター

庶務課

(1) センター所管の人事、文書及び会計に関する事項

(2) 児童相談所、身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所の庶務及び会計に関する事項

(3) センター内他課に属しない事項

企画指導課

(1) センター所管の公印に関する事項

税の環境性能割を除く。)に係る徴収金(以下「県  
税徴収金」という。)及び過料の収納に関する事  
項（村上収税課の所管に属する事項を除く。次  
号から第7号までにおいて同じ。）

(2)～(7) (略)

村上収税課 (略)  
健康福祉環境部  
庶務課

(1) (略)

(2) 保健所、福祉事務所、児童相談所、身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所の庶務及び会計に関する事項

(3) (略)

企画調整課

(1) 健康福祉計画の推進に関する事項

(2)～(6) (略)

地域福祉課

(1)～(13) (略)

(14) 家庭児童相談その他の福祉に関する相談に関する事項（児童・障害者相談センター相談課の所管に属する事項を除く。）

(15)・(16) (略)

地域保健課～生活衛生課 (略)  
環境センター (略)

児童・障害者相談センター  
相談課

(1) 児童福祉、身体障害者福祉及び知的障害者福祉に関する相談に関する事項（福祉事務所地域福祉課、児童相談所相談課、身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所の所管に属する事項を除く。）

(2) 児童福祉に関する調査及び援助に関する事項（福祉事務所地域福祉課及び児童相談所相談課の所管に属する事項を除く。）

(3) 身体障害者に関する専門的な指導に関する事項（身体障害者更生相談所の所管に属する事項を除く。）

(4) 知的障害者の指導に関する事項（知的障害者更生相談所の所管に属する事項を除く。）

(2) 児童福祉に関する相談、調査及び援助に関する事項（継続的事例に係るものに限り、児童相談所企画指導課の所管に属する事項を除く。）

相談判定課

(1) 児童福祉、身体障害者福祉及び知的障害者福祉に関する相談に関する事項（企画指導課、福祉事務所地域福祉課、児童相談所相談判定課、身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所の所管に属する事項を除く。）

(2) 児童福祉に関する調査及び援助に関する事項（企画指導課、福祉事務所地域福祉課及び児童相談所相談判定課の所管に属する事項を除く。）

(3) 身体障害者に関する専門的な指導に関する事項（身体障害者更生相談所の所管に属する事項を除く。）

(4) 知的障害者の指導に関する事項（知的障害者更生相談所の所管に属する事項を除く。）

農業振興部

庶務課

(1) (略)

(2) 動物感染症に係る総合調整に関する事項

(3) (略)

農業企画課

(1)～(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

生産振興課

(1) (略)

(2) 米政策の推進に関する事項

(3) 園芸作物及び特産作物の生産振興等に関する事項

(4) 環境と調和した持続可能な農業の推進に関する事項

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) 鳥獣被害防止対策に関する事項

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) 農畜産物の出荷及び流通に関する事項

(14) (略)

(15) (略)

(16) (略)

農業振興部

庶務課

(1) (略)

(2) (略)

農業企画課

(1)～(4) (略)

(5) 農業経営改善の企画に関する事項（農業普及指導センターの所管に属する事項を除く。）

(6) (略)

(7) 農業情報に関する事項

(8) (略)

生産振興課

(1) (略)

(2) 環境保全型農業の推進に関する事項

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) 野菜、果樹、花き及び特産作物の生産振興及び出荷指導に関する事項

(9) 養蚕の振興に関する事項

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

(14) (略)

- (17) (略)  
普及課 (略)  
農村整備部  
庶務課・農用地課 (略)  
農村計画課

- (1) 土地改良事業の計画樹立に関する事項  
(2) 農地に係る土地利用及び水利の調査及び調整に関する事項  
(3) 農業農村整備事業に係る設計、積算及び検査に関する事項  
(4) 団体営農業農村整備事業の審査及び助言に関する事項  
(5) 土地改良施設の維持管理に関する事項  
(6) 農地及び農業用施設の災害復旧事業の執行に関する事項  
(7) 国土調査に関する事項  
(8) 農地に係る各種調査及び農業農村整備事業に係る技術職員の研修に関する事項  
(9) 多面的機能支払制度に係る指導、助言及び検査に関する事項

農村整備課～防災課 (略)  
地域整備部  
庶務課・用地課 (略)  
計画調整課

- (1) 土木事業に係る調査、計画及び調整に関する事項  
(2) 許可、認可等に係る技術的審査に関する事項  
(3) 土木事業に係る市町村事業の助言に関する事項

維持管理課  
前項に規定する地域整備部維持管理課の分掌事務

道路課～ダム管理課 (略)

- 3 新潟地域振興局の部及び課の分掌事務は、巻農業振興部、新津地域整備部、新潟港湾事務所及び津川地区振興事務所に係るものを除き、次のとおりとする。

企画振興部

- (1) 局所管の人事の総合調整に関する事項  
(2) 部所管の人事、公印、文書及び会計に関する事項

- (15) 家畜及び畜産物の流通に関する事項

- (16) (略)  
普及課 (略)  
農村整備部  
庶務課・農用地課 (略)  
農村計画課

前項に規定する農林振興部農村計画課の分掌事務

農村整備課～防災課 (略)  
地域整備部  
庶務課・用地課 (略)  
計画調整課

前項に規定する地域整備部計画調整課の分掌事務

維持管理課

- (1) 土木施設の維持及び修繕工事の執行に関する事項  
(2) 道路の災害復旧工事の執行に関する事項  
(3) 交通安全施設、防雪及び凍雪害等の防止工事の執行に関する事項

道路課～ダム管理課 (略)

- 3 新潟地域振興局の部及び課の分掌事務は、巻農業振興部、新津地域整備部、新潟港湾事務所及び津川地区振興事務所に係るものを除き、次のとおりとする。

企画振興部

- (3) 庁舎管理に関する事項
- (4) 局及び地域機関の連絡調整に関する事項
- (5) 危機管理に係る総合調整に関する事項（他部等の所管に属する事項を除く。）
- (6) 県民相談に関する事項
- (7) 行政資料の閲覧に関する事項
- (8) 労働行政に関する事項
- (9) 地域振興に係る施策の企画立案及び実施に関する事項
- (10) 地域振興に係る局内の調整に関する事項
- (11) 地域振興に係る市町村との情報交換に関する事項
- (12) 地域振興計画に関する事項

県税部

庶務課～直税第2課（略）

間税課

- (1) 県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税（免税証に関する事項を除く。）及び産業廃棄物税に係る徴収金の賦課に関する事項
- (2) 県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税及び産業廃棄物税に係る犯則事件に関する事項
- (3) 軽油引取税の免税証に関する事項（新津収税課、三条収税課及び佐渡収税課の所管に属する事項を除く。）

収税第1課

- (1) 県税徴収金及び過料の収納に関する事項（大口滞納及び特殊滞納に係る収納その他収納が困難なもの並びに新津収税課、三条収税課及び佐渡収税課の所管に属する事項を除く。）
- (2) 県税徴収金及び過料の還付及び充当に関する事項（新津収税課、三条収税課及び佐渡収税課の所管に属する事項を除く。次号及び第4号において同じ。）
- (3)・(4)（略）

収税第2課

- (1) 県税徴収金及び過料の収納に関する事項（新

総務課

- (1) 局所管の人事の総合調整に関する事項
- (2) 部所管の人事、公印、文書及び会計に関する事項
- (3) 庁舎管理に関する事項
- (4) 局及び地域機関の連絡調整に関する事項
- (5) 県民相談に関する事項
- (6) 行政資料の閲覧に関する事項
- (7) 労働行政に関する事項
- (8) 部内他課等に属しない事項

地域振興課

第1項に規定する企画振興部地域振興課の分掌事務

県税部

庶務課～直税第2課（略）

間税課

- (1) 県たばこ税（手持品課税に限る。）、ゴルフ場の利用税、軽油引取税（免税証に関する事項を除く。）及び産業廃棄物税に係る徴収金の賦課に関する事項
- (2) 県たばこ税（手持品課税に限る。）、ゴルフ場利用税、軽油引取税及び産業廃棄物税に係る犯則事件に関する事項
- (3) 軽油引取税の免税証に関する事項（新津収税課の所管に属する事項を除く。）

収税第1課

- (1) 県税徴収金及び過料の収納に関する事項（大口滞納及び特殊滞納に係る収納その他収納が困難なもの並びに新津収税課の所管に属する事項を除く。）
- (2) 県税徴収金及び過料の還付及び充当に関する事項（新津収税課の所管に属する事項を除く。次号及び第4号において同じ。）
- (3)・(4)（略）

収税第2課

- (1) 県税徴収金及び過料の収納に関する事項（新

津収税課、三条収税課及び佐渡収税課の所管に属する事項を除く。次号から第4号までにおいて同じ。)

(2)～(4) (略)

収税第3課

(1) 県税徴収金及び過料の収納に関する事項（大口滞納及び特殊滞納に係る滞納処分その他収納が困難なもの並びに新津収税課、三条収税課及び佐渡収税課の所管に属する事項を除く。）

(2) 県税徴収金及び過料の滞納処分に関する事項（大口滞納及び特殊滞納に係る収納その他滞納処分が困難なもの並びに新津収税課、三条収税課及び佐渡収税課の所管に属する事項を除く。）

(3) 県税徴収金の徴収の嘱託に関する事項（新津収税課、三条収税課及び佐渡収税課の所管に属する事項を除く。次号において同じ。）

(4) (略)

新津収税課 (略)

三条収税課

前項に規定する県税部村上収税課の分掌事務

佐渡収税課

前項に規定する県税部村上収税課の分掌事務

健康福祉部

総務福祉課

(1)～(4) (略)

(5) 新型インフルエンザ等に係る総合調整に関する事項

(6) (略)

地域保健課

前項に規定する健康福祉環境部地域保健課及び医薬予防課の分掌事務

衛生環境課 (略)

農林振興部

庶務課

(1)・(2) (略)

(3) 動物感染症に係る総合調整に関する事項

(4) (略)

農用地課 (略)

農業企画課

(1)～(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

生産振興課 (略)

普及課

第1項に規定する農林振興部普及課の分掌事務

津収税課の所管に属する事項を除く。次号から第4号までにおいて同じ。)

(2)～(4) (略)

収税第3課

(1) 県税徴収金及び過料の収納に関する事項（大口滞納及び特殊滞納に係る滞納処分その他収納が困難なもの並びに新津収税課の所管に属する事項を除く。）

(2) 県税徴収金及び過料の滞納処分に関する事項（大口滞納及び特殊滞納に係る収納その他滞納処分が困難なもの並びに新津収税課の所管に属する事項を除く。）

(3) 県税徴収金の徴収の嘱託に関する事項（新津収税課の所管に属する事項を除く。次号において同じ。）

(4) (略)

新津収税課 (略)

健康福祉部

総務福祉課

(1)～(4) (略)

(5) (略)

地域保健課

(1) 第1項に規定する健康福祉部地域保健課の分掌事務

(2) 血液対策に関する事項

衛生環境課 (略)

農林振興部

庶務課

(1)・(2) (略)

(3) (略)

農用地課 (略)

農業企画課

(1)～(3) (略)

(4) 農業経営改善の企画に関する事項（農業普及指導センターの所管に属する事項を除く。）

(5) (略)

(6) 農業情報に関する事項

(7) (略)

生産振興課 (略)

普及第1課

第1項に規定する農林振興部普及課の分掌事務

農村計画課  
前項に規定する農村整備部農村計画課の分掌事務

農村整備課～森林施設課 (略)  
地域整備部  
庶務課・用地課 (略)  
計画調整課

前項に規定する地域整備部計画調整課の分掌事務

治水課～都市整備課 (略)

4 三条地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、第25項及び第26項に規定するもののほか、次のとおりとする。

(作物に関するもの及び東蒲原郡の区域に係るものに限る。)

普及第2課

第1項に規定する農林振興部普及課の分掌事務  
(普及第1課の所管に属する事項を除く。)

農村計画課

第1項に規定する農林振興部農村計画課の分掌事務

農村整備課～森林施設課 (略)

地域整備部

庶務課・用地課 (略)

計画調整課

第1項に規定する地域整備部計画調整課の分掌事務

治水課～都市整備課 (略)

4 三条地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部

総務課

(1) 局所管の人事の総合調整に関する事項

(2) 部所管の人事、公印、文書及び会計に関する事項

(3) 県税部所管の人事、文書及び会計に関する事項

(4) 庁舎管理に関する事項

(5) 局及び地域機関の連絡調整に関する事項

(6) 県民相談に関する事項

(7) 行政資料の閲覧に関する事項

(8) 地域振興課に属しない事項

地域振興課

第1項に規定する企画振興部地域振興課の分掌事務

県税部

課税課

(1) 部所管の公印に関する事項

(2) 法人県民税、事業税、不動産取得税、県たばこ税(手持品課税に限る。)、ゴルフ場利用税、固定資産税及び産業廃棄物税に係る徴収金の賦課に関する事項

(3) 狩猟税に係る徴収金の賦課及び証紙徴収に関する事項

(4) 法人県民税、事業税、不動産取得税、県たばこ税(手持品課税に限る。)、ゴルフ場利用税、固定資産税、狩猟税及び産業廃棄物税に係る犯則事件に関する事項

(5) 税理士の登録に関する事項

(6) 軽油引取税の免税証に関する事項

(7) 収税課に属しない事項

収税課

(1) 県税徴収金及び過料の収納に関する事項

健康福祉環境部 (略)  
農業振興部  
庶務課

(1)～(10) (略)

(11) 動物感染症に係る総合調整に関する事項

(12) (略)

企画振興課

第2項に規定する農業振興部農業企画課及び生産振興課の分掌事務(農業振興地域の整備に関する事項を除く。)

普及課 (略)

農村整備課 (略)  
地域整備部  
総務課

(1) 局所管の人事の総合調整に関する事項

(2) 庁舎管理に関する事項

(3) 局及び地域機関の連絡調整に関する事項

(4) 危機管理に係る総合調整に関する事項(他部の所管に属する事項を除く。)

(5) 県民相談に関する事項

(6) 行政資料の閲覧に関する事項

業務課 (略)

用地課 (略)

維持管理課

第1項に規定する地域整備部維持管理課の分掌事務

道路課～ダム管理課 (略)

5 長岡地域振興局の部、センター及び課の分掌事務(与板及び小千谷の各維持管理事務所の分掌事務を除く。)は、次のとおりとする。

企画振興部

(2) 県税徴収金及び過料の滞納処分に関する事項  
(3) 県税徴収金及び過料の還付及び充当に関する事項

(4) 納税証明書及びこれに係る手数料の徴収に関する事項

(5) 納税貯蓄組合に関する事項

(6) 県税徴収金の徴収の嘱託に関する事項

(7) 個人県民税及び普通徴収による自動車税の種別割に係る徴収金の賦課に関する事項

健康福祉環境部 (略)  
農業振興部  
庶務課

(1)～(10) (略)

(11) (略)

企画振興課

第1項に規定する農林振興部企画振興課の分掌事務

普及課 (略)

農村計画課

第1項に規定する農林振興部農村計画課の分掌事務

農村整備課 (略)  
地域整備部

庶務課 (略)

用地課 (略)

計画調整課

第1項に規定する地域整備部計画調整課の分掌事務

維持管理課

(1) 土木施設の維持及び修繕工事の執行に関する事項

(2) 道路の災害復旧工事の執行に関する事項

(3) 交通安全施設、防雪及び凍雪害等の防止工事の執行に関する事項

道路課～ダム管理課 (略)

5 長岡地域振興局の部、センター及び課の分掌事務(与板及び小千谷の各維持管理事務所の分掌事務を除く。)は、次のとおりとする。

企画振興部

- (1) 局所管の人事の総合調整に関する事項
- (2) 部所管の人事、公印、文書及び会計に関する事項
- (3) 県税部所管の人事、文書及び会計に関する事項
- (4) 庁舎管理に関する事項（他部等の所管に属する事項を除く。）
- (5) 局及び地域機関の連絡調整に関する事項
- (6) 危機管理に係る総合調整に関する事項（他部等の所管に属する事項を除く。）
- (7) 労働行政に関する事項
- (8) 地域振興に係る施策の企画立案及び実施に関する事項
- (9) 地域振興に係る局内の調整に関する事項
- (10) 地域振興に係る市町村との情報交換に関する事項
- (11) 地域振興計画に関する事項

県民サービスセンター（略）  
 県税部（略）  
 健康福祉環境部  
 庶務課

- (1)・(2)（略）
- (3) 保健所及び福祉事務所の庶務及び会計に関する事項
- (4)（略）  
 企画調整課～生活衛生課（略）  
 環境センター（略）

総務課

- (1) 局所管の人事の総合調整に関する事項
- (2) 部所管の人事、公印、文書及び会計に関する事項
- (3) 県税部所管の人事、文書及び会計に関する事項
- (4) 庁舎管理に関する事項（他部の所管に属する事項を除く。）
- (5) 局及び地域機関の連絡調整に関する事項
- (6) 労働行政に関する事項
- (7) 部内他課等に属しない事項

地域振興課

- (1) 地域振興に係る施策の企画立案及び実施に関する事項
- (2) 地域振興に係る局内の調整に関する事項
- (3) 地域振興に係る市町村との情報交換に関する事項
- (4) 地域振興計画に関する事項
- (5) 市町村合併の支援に関する事項
- (6) 広域行政の推進に関する事項
- (7) 地域広報広聴活動に関する事項
- (8) 平成16年新潟県中越地震による被災地域の復興の支援に関する事項

県民サービスセンター（略）  
 県税部（略）  
 健康福祉環境部  
 庶務課

- (1)・(2)（略）
- (3) 保健所、福祉事務所、児童相談所、身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所の庶務及び会計に関する事項
- (4)（略）  
 企画調整課～生活衛生課（略）  
 環境センター（略）

児童・障害者相談センター

指導保護課

- (1) 児童福祉に関する相談、調査及び援助に関する事項（継続的事例に係るものに限る、児童相談所指導保護課の所管に属する事項を除く。）
- (2) 児童の一時保護に関する事項（児童相談所指導保護課の所管に属する事項を除く。）

相談判定課

- (1) 児童福祉、身体障害者福祉及び知的障害者福祉に関する相談に関する事項（指導保護課、福祉事務所地域福祉課、児童相談所相談判定課、身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所の所管に属する事項を除く。）
- (2) 児童福祉に関する調査及び援助に関する事項（指導保護課、福祉事務所地域福祉課及び児童相談所相談判定課の所管に属する事項を除く。）
- (3) 身体障害者に関する専門的な指導に関する事項（身体障害者更生相談所の所管に属する事項を除く。）
- (4) 知的障害者の指導に関する事項（知的障害者更生相談所の所管に属する事項を除く。）

児童・障害者相談センター

庶務課

- (1) センター所管の人事、文書及び会計に関する事項
- (2) 庁舎管理に関する事項（児童・障害者相談センターが設置されている庁舎に限る。）
- (3) 児童相談所、身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所の庶務及び会計に関する事項
- (4) センター内他課に属しない事項

指導保護課

- (1) センター所管の公印に関する事項
- (2) 児童福祉に関する相談、調査及び援助に関する事項（継続的事例に係るものに限る、児童相談所指導保護課の所管に属する事項を除く。）
- (3) 児童の一時保護に関する事項（児童相談所指導保護課の所管に属する事項を除く。）

相談判定課

- (1) 児童福祉、身体障害者福祉及び知的障害者福祉に関する相談に関する事項（指導保護課、福祉事務所地域福祉課、児童相談所相談判定課、身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所の所管に属する事項を除く。）
- (2) 児童福祉に関する調査及び援助に関する事項（指導保護課、福祉事務所地域福祉課及び児童相談所相談判定課の所管に属する事項を除く。）
- (3) 身体障害者に関する専門的な指導に関する事項（身体障害者更生相談所の所管に属する事項を除く。）
- (4) 知的障害者の指導に関する事項（知的障害者更生相談所の所管に属する事項を除く。）

農林振興部

庶務課～普及課 (略)

農村計画課

第2項に規定する農村整備部農村計画課の分掌事務

農村整備課～森林施設課 (略)

地域整備部

庶務課 (略)

用地課

第1項に規定する地域整備部用地課の分掌事務

計画調整課

第2項に規定する地域整備部計画調整課の分掌事務

維持管理課

第1項に規定する地域整備部維持管理課の分掌事務

道路・都市整備課～建築課 (略)

6 魚沼地域振興部の部及び課の分掌事務は、第24項から第26項までに規定するもののほか、次のとおりとする。

健康福祉部

地域保健課・衛生環境課 (略)

農業振興部

庶務課

(1)～(10) (略)

(11) 動物感染症に係る総合調整に関する事項

(12) (略)

普及課 (略)

農村整備課 (略)

地域整備部

総務課

第1項に規定する地域整備部総務課の分掌事務

業務課

第1項に規定する地域整備部業務課の分掌事務

農林振興部

庶務課～普及課 (略)

農村計画課

第1項に規定する農林振興部農村計画課の分掌事務

農村整備課～森林施設課 (略)

地域整備部

庶務課 (略)

用地課

土木事業に係る土地等の収用、使用、買収及び寄付並びに地上物件等の移転並びに損失補償に関する事項

計画調整課

第1項に規定する地域整備部計画調整課の分掌事務

維持管理課

前項に規定する地域整備部維持管理課の分掌事務

道路・都市整備課～建築課 (略)

6 魚沼地域振興部の部及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部

総務課

第1項に規定する企画振興部総務課の分掌事務

地域振興課

第1項に規定する企画振興部地域振興課の分掌事務

健康福祉部

企画調整課

第1項に規定する健康福祉部企画調整課の分掌事務

地域保健課・衛生環境課 (略)

農業振興部

庶務課

(1)～(10) (略)

(11) (略)

企画振興課

第1項に規定する農林振興部企画振興課の分掌事務

普及課 (略)

農村計画課

第1項に規定する農林振興部農村計画課の分掌事務

農村整備課 (略)

地域整備部

庶務課

第1項に規定する地域整備部庶務課の分掌事務

用地課 (略)

維持管理課

第1項に規定する地域整備部維持管理課の分掌事務

道路課・治水課 (略)

7 南魚沼地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部

- (1) 局所管の人事の総合調整に関する事項
- (2) 部所管の人事、公印、文書及び会計に関する事項
- (3) 県税部所管の人事、文書及び会計に関する事項
- (4) 庁舎管理に関する事項（健康福祉環境部の所管に属する事項を除く。）
- (5) 局及び地域機関の連絡調整に関する事項
- (6) 危機管理に係る総合調整に関する事項（他部等の所管に属する事項を除く。）
- (7) 地域振興に係る施策の企画立案及び実施に関する事項
- (8) 地域振興に係る局内の調整に関する事項
- (9) 地域振興に係る市町村との情報交換に関する事項
- (10) 地域振興計画に関する事項

県民サービスセンター (略)

県税部 (略)

健康福祉環境部

庶務課～生活衛生課 (略)

環境センター (略)

児童・障害者相談センター

用地課 (略)

計画調整課

第1項に規定する地域整備部計画調整課の分掌事務

維持管理課

第2項に規定する地域整備部維持管理課の分掌事務

道路課・治水課 (略)

7 南魚沼地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部

- 総務課
- (1) 局所管の人事の総合調整に関する事項
  - (2) 部所管の人事、公印、文書及び会計に関する事項
  - (3) 県税部所管の人事、文書及び会計に関する事項
  - (4) 庁舎管理に関する事項（健康福祉環境部の所管に属する事項を除く。）
  - (5) 局及び地域機関の連絡調整に関する事項
  - (6) 部内他課等に属しない事項

地域振興課

第1項に規定する企画振興部地域振興課の分掌事務

県民サービスセンター (略)

県税部 (略)

健康福祉環境部

庶務課～生活衛生課 (略)

環境センター (略)

児童・障害者相談センター

相談課

第2項に規定する健康福祉環境部児童・障害者相談センター相談課の分掌事務

庶務課  
第2項に規定する児童・障害者相談センター庶務課の分掌事務  
 企画指導課  
第2項に規定する児童・障害者相談センター企画指導課の分掌事務  
 相談判定課  
第2項に規定する児童・障害者相談センター相談判定課の分掌事務  
 農林振興部  
 庶務課  
第1項に規定する農林振興部庶務課の分掌事務

農業企画課  
第3項に規定する農林振興部農業企画課の分掌事務  
 生産振興課  
第2項に規定する農業振興部生産振興課の分掌事務  
 普及課 (略)  
 農村計画課  
第2項に規定する農村整備部農村計画課の分掌事務  
 農村整備課～森林施設課 (略)  
 地域整備部  
 庶務課・用地課 (略)  
 計画調整課  
 (1) 第2項に規定する地域整備部計画調整課の分掌事務  
 (2) (略)  
 維持管理課  
第1項に規定する地域整備部維持管理課の分掌事務

農林振興部  
 庶務課  
(1) 部所管の人事、公印、文書及び会計に関する事項  
(2) 農業振興地域の整備に関する事項  
(3) 林業及び農業農村整備事業に係る入札及び契約に関する事項  
(4) 林業及び農業農村整備事業に係る用地の買収及び各種補償に関する事項  
(5) 入会林野等の権利関係の近代化に関する事項  
(6) 保安林の管理に関する事項  
(7) 林地転用に関する事項  
(8) 土地改良区に関する事項  
(9) 農業基盤整備資金に関する事項  
(10) 土地改良財産の管理及び処分に関する事項  
(11) 農地及び採草放牧地の利用関係の和解の仲介、転用等に関する事項  
(12) 国有農地及び開拓財産等の管理処分等に関する事項  
(13) 農用地等の集団化に関する事項  
(14) 部内他課に属しない事項  
 企画振興課  
第1項に規定する農林振興部企画振興課の分掌事務  
 普及課 (略)  
 農村計画課  
第1項に規定する農林振興部農村計画課の分掌事務  
 農村整備課～森林施設課 (略)  
 地域整備部  
 庶務課・用地課 (略)  
 計画調整課  
 (1) 第1項に規定する地域整備部計画調整課の分掌事務  
 (2) (略)  
 維持管理課  
第2項に規定する地域整備部維持管理課の分掌事務

道路課～建築課 (略)  
8 十日町地域振興局の部及び課の分掌事務は、第24項から第26項までに規定するもののほか、次のとおりとする。

健康福祉部

地域保健課・衛生環境課 (略)  
農業振興部  
庶務課 (略)

普及課 (略)

農村整備課 (略)  
地域整備部  
総務課  
第1項に規定する地域整備部総務課の分掌事務  
業務課  
第1項に規定する地域整備部業務課の分掌事務  
用地課 (略)

維持管理課  
第1項に規定する地域整備部維持管理課の分掌事務

道路課・治水課 (略)  
9 柏崎地域振興局の部及び課の分掌事務は、第24項から第26項までに規定するもののほか、次のとおりとする。

健康福祉部

道路課～建築課 (略)  
8 十日町地域振興局の部及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部  
総務課  
第1項に規定する企画振興部総務課の分掌事務  
地域振興課  
第1項に規定する企画振興部地域振興課の分掌事務

健康福祉部

企画調整課  
第1項に規定する健康福祉部企画調整課の分掌事務

地域保健課・衛生環境課 (略)

農業振興部  
庶務課 (略)

企画振興課  
第1項に規定する農林振興部企画振興課の分掌事務

普及課 (略)

農村計画課  
第1項に規定する農林振興部農村計画課の分掌事務

農村整備課 (略)

地域整備部

庶務課  
第1項に規定する地域整備部庶務課の分掌事務  
用地課 (略)  
計画調整課  
第1項に規定する地域整備部計画調整課の分掌事務

維持管理課  
第4項に規定する地域整備部維持管理課の分掌事務

道路課・治水課 (略)  
9 柏崎地域振興局の部及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部  
総務課  
第1項に規定する企画振興部総務課の分掌事務  
地域振興課  
第1項に規定する企画振興部地域振興課の分掌事務

健康福祉部

企画調整課  
第1項に規定する健康福祉部企画調整課の分掌事務

地域保健課・衛生環境課 (略)  
農業振興部  
庶務課 (略)

普及課 (略)

農村整備課 (略)  
地域整備部  
総務課  
第1項に規定する地域整備部総務課の分掌事務  
業務課  
第1項に規定する地域整備部業務課の分掌事務  
用地課 (略)

維持管理課  
第1項に規定する地域整備部維持管理課の分掌事務

道路課～ダム管理課 (略)

10 上越地域振興局の部、センター及び課の分掌事務（上越東農林事務所及び上越東維持管理事務所の分掌事務を除く。）は、妙高砂防事務所及び直江津港湾事務所に係るものを除き、次のとおりとする。

企画振興部

- (1) 局所管の人事の総合調整に関する事項
- (2) 部所管の人事、公印、文書及び会計に関する事項
- (3) 県税部所管の人事、文書及び会計に関する事項
- (4) 庁舎管理に関する事項（他部等の所管に属する事項を除く。）
- (5) 局及び地域機関の連絡調整に関する事項
- (6) 危機管理に係る総合調整に関する事項（他部等の所管に属する事項を除く。）
- (7) 労働行政に関する事項
- (8) 地域振興に係る施策の企画立案及び実施に関する事項
- (9) 地域振興に係る局内の調整に関する事項
- (10) 地域振興に係る市町村との情報交換に関する事項

地域保健課・衛生環境課 (略)  
農業振興部  
庶務課 (略)  
企画振興課

第1項に規定する農林振興部企画振興課の分掌事務

普及課 (略)

農村計画課

第1項に規定する農林振興部農村計画課の分掌事務

農村整備課 (略)  
地域整備部

庶務課

第1項に規定する地域整備部庶務課の分掌事務  
用地課 (略)

計画調整課

第1項に規定する地域整備部計画調整課の分掌事務

維持管理課

- (1) 土木施設の維持及び修繕工事の執行に関する事項
- (2) 道路の災害復旧工事の執行に関する事項
- (3) 交通安全施設、防雪及び凍雪害等の防止工事の執行に関する事項

道路課～ダム管理課 (略)

10 上越地域振興局の部、センター及び課の分掌事務（上越東農林事務所及び上越東維持管理事務所の分掌事務を除く。）は、妙高砂防事務所及び直江津港湾事務所に係るものを除き、次のとおりとする。

企画振興部

(11) 地域振興計画に関する事項

県民サービスセンター (略)  
県税部 (略)  
健康福祉環境部  
総務福祉課  
(1)・(2) (略)  
(3) 保健所の庶務及び会計に関する事項  
  
(4)・(5) (略)  
企画調整課～生活衛生課 (略)  
環境センター (略)

児童・障害者相談センター  
庶務課  
第5項に規定する児童・障害者相談センター庶務課の分掌事務  
指導保護課  
第5項に規定する児童・障害者相談センター指導保護課の分掌事務  
相談判定課  
第5項に規定する児童・障害者相談センター相談判定課の分掌事務  
農林振興部  
庶務課～普及課 (略)  
農村計画課  
第2項に規定する農村整備部農村計画課の分掌事務  
農村整備課～森林施設課 (略)  
地域整備部  
庶務課・用地課 (略)  
計画調整課  
第2項に規定する地域整備部計画調整課の分掌事務  
維持管理課  
第1項に規定する地域整備部維持管理課の分掌事務  
道路課～都市整備課 (略)

11 糸魚川地域振興局の部及び課の分掌事務は、第24項から第26項までに規定するもののほか、次の

総務課

第5項に規定する企画振興部総務課の分掌事務

地域振興課

第1項に規定する企画振興部地域振興課の分掌事務

県民サービスセンター (略)  
県税部 (略)  
健康福祉環境部  
総務福祉課  
(1)・(2) (略)  
(3) 保健所、児童相談所、身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所の庶務及び会計に関する事項  
(4)・(5) (略)  
企画調整課～生活衛生課 (略)  
環境センター (略)  
児童・障害者相談センター  
指導保護課  
第5項に規定する健康福祉環境部児童・障害者相談センター指導保護課の分掌事務  
相談判定課  
第5項に規定する健康福祉環境部児童・障害者相談センター相談判定課の分掌事務

農林振興部  
庶務課～普及課 (略)  
農村計画課  
第1項に規定する農林振興部農村計画課の分掌事務  
農村整備課～森林施設課 (略)  
地域整備部  
庶務課・用地課 (略)  
計画調整課  
第1項に規定する地域整備部計画調整課の分掌事務  
維持管理課  
第2項に規定する地域整備部維持管理課の分掌事務  
道路課～都市整備課 (略)

11 糸魚川地域振興局の部及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

とおりとする。

健康福祉部

地域保健課・衛生環境課 (略)

農林振興部

庶務課 (略)

普及課 (略)

農村整備課 (略)

林業振興課

- (1) 流域林業に関する事項
- (2) 林業構造改善に関する事項
- (3) 森林組合に関する事項
- (4) 林業金融に関する事項
- (5) 民有林の造林奨励に関する事項
- (6) 林業種苗及び林木育種に関する事項
- (7) 県有林に関する事項
- (8) 県行造林に関する事項

企画振興部

総務課

- (1) 局所管の人事の総合調整に関する事項
- (2) 部所管の人事、公印、文書及び会計に関する事項
- (3) 庁舎管理に関する事項
- (4) 局及び地域機関の連絡調整に関する事項
- (5) 県民相談に関する事項
- (6) 行政資料の閲覧に関する事項
- (7) 地域振興課に属しない事項

地域振興課

第1項に規定する企画振興部地域振興課の分掌事務

健康福祉部

企画調整課

- (1) 部所管の人事、公印、文書及び会計に関する事項
- (2) 保健所の庶務及び会計に関する事項
- (3) 健康福祉計画の推進に関する事項
- (4) 保健、福祉及び医療情報に関する事項
- (5) 事業計画及び業務調整に関する事項
- (6) 保健福祉関係職員研修に関する事項
- (7) 総合相談に関する事項
- (8) 介護保険に関する事業の企画調整に関する事項
- (9) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条、第31条の6又は第32条の規定による貸付金の貸付け及びその償還並びに母子家庭等の相談支援に関する事項
- (10) 部内他課に属しない事項

地域保健課・衛生環境課 (略)

農林振興部

庶務課 (略)

企画振興課

第1項に規定する農林振興部企画振興課の分掌事務

普及課 (略)

農村計画課

第1項に規定する農林振興部農村計画課の分掌事務

農村整備課 (略)

林業振興課

- (9) 林業の普及指導に関する事項
- (10) 森林計画に関する事項
- (11) 森林に係る保健休養に関する事項
- (12) 特用林産業に関する事項
- (13) 森林病虫害等の防除に関する事項
- (14) 森林国営保険に関する事項
- (15) 緑化に関する事項

森林施設課 (略)  
 地域整備部  
 総務課

第4項に規定する地域整備部総務課の分掌事務  
 業務課

第1項に規定する地域整備部業務課の分掌事務  
 用地課 (略)

維持管理課・道路課 (略)  
 港湾課

- (1) 港湾及び漁港並びにそれらの区域内の海岸並びに漁場の工事の執行に関する事項
- (2) 港湾及び漁港並びにそれらの区域内の海岸並びに漁場の災害復旧工事の執行に関する事項
- (3) 港湾及び漁港並びにそれらの区域内の海岸の維持及び修繕工事の執行に関する事項

河川・砂防課 (略)

12 佐渡地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、第26項に規定するもののほか、次のとおりとする。

第1項に規定する農林振興部林業振興課の分掌事務

森林施設課 (略)  
 地域整備部

庶務課

第1項に規定する地域整備部庶務課の分掌事務  
 用地課 (略)

計画調整課

第1項に規定する地域整備部計画調整課の分掌事務

維持管理課・道路課 (略)  
 港湾課

第1項に規定する地域整備部港湾課の分掌事務  
 河川・砂防課 (略)

12 佐渡地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部

総務課

第5項に規定する企画振興部総務課の分掌事務  
 地域振興課

(1) 第1項に規定する企画振興部地域振興課の分掌事務

(2) 産業及び観光の振興に関する事項

(3) 選挙管理委員会との連絡調整に関する事項

県民サービスセンター

第5項に規定する企画振興部県民サービスセンターの分掌事務

県税部

課税課

(1) 部所管の公印に関する事項

(2) 法人県民税、事業税、不動産取得税、県たばこ税(手持品課税に限る。)、ゴルフ場利用税、固定資産税、軽油引取税及び産業廃棄物税に係る徴収金の賦課に関する事項

(3) 狩猟税に係る徴収金の賦課及び証紙徴収に関

健康福祉環境部  
総務福祉課

(1)・(2) (略)

(3) 第2項に規定する健康福祉環境部企画調整課及び地域福祉課の分掌事務(生活保護、児童福祉並びに母子家庭等及び寡婦の福祉に係る現業業務に関する事項を除く。)

(4) (略)

地域保健課

(1) 第2項に規定する健康福祉環境部地域保健課及び医薬予防課の分掌事務

(2) (略)

(3) (略)

生活衛生課 (略)

環境センター (略)

農林水産振興部  
庶務課

(1)・(2) (略)

(3) 動物感染症に係る総合調整に関する事項

(4) (略)

企画振興課

第2項に規定する農業振興部農業企画課及び生産振興課の分掌事務

普及課・農地庶務課 (略)

農村計画課

第2項に規定する農村整備部農村計画課の分掌事務

農地整備課～振興課 (略)

地域整備部  
総務課

(1) 局所管の人事の総合調整に関する事項

(2) 庁舎管理に関する事項(他部の所管に属する事項を除く。)

(3) 局及び地域機関の連絡調整に関する事項

(4) 危機管理に係る総合調整に関する事項(他部の所管に属する事項を除く。)

(5) 選挙管理委員会との連絡調整に関する事項

する事項

(4) 法人県民税、事業税、不動産取得税、県たばこ税(手持品課税に限る。)、ゴルフ場利用税、固定資産税、軽油引取税、狩猟税及び産業廃棄物税に係る犯則事件に関する事項

(5) 税理士の登録に関する事項

(6) 収税課に属しない事項

収税課

第4項に規定する県税部収税課の分掌事務

健康福祉環境部  
総務福祉課

(1)・(2) (略)

(3) 第2項に規定する健康福祉環境部企画調整課の分掌事務及び第10項に規定する健康福祉環境部地域福祉課の分掌事務

(4) (略)

地域保健課

(1) 第1項に規定する健康福祉部地域保健課の分掌事務(医薬品等の安全確保に関する事項は、薬事監視に関するものを含む。)

(2) 血液対策に関する事項

(3) (略)

(4) (略)

生活衛生課 (略)

環境センター (略)

農林水産振興部  
庶務課

(1)・(2) (略)

(3) (略)

農業企画課

第2項に規定する農業振興部農業企画課の分掌事務

生産振興課

第2項に規定する農業振興部生産振興課の分掌事務

普及課・農地庶務課 (略)

農村計画課

第1項に規定する農林振興部農村計画課の分掌事務

農地整備課～振興課 (略)

地域整備部

業務課 (略)  
用地課 (略)

維持管理課

第1項に規定する地域整備部維持管理課の分掌事務

道路課～建築課 (略)  
港湾空港業務課

- (1) 庁舎管理に関する事項（地域整備部港湾空港業務課が設置されている庁舎に限る。）  
(2)～(7) (略)

空港用地課～漁港課 (略)  
県民サービスセンター

第5項に規定する企画振興部県民サービスセンターの分掌事務

- 13 新潟地域振興局巻農業振興部の部及び課の分掌事務は、第25項に規定するもののほか、次のとおりとする。

庶務課 (略)

普及課 (略)

農村整備課・農地整備課 (略)

- 14 新潟地域振興局新津地域整備部の部及び課の分掌事務は、第26項に規定するもののほか、次のとおりとする。

庶務課

第1項に規定する地域整備部業務課の分掌事務  
用地課 (略)

維持管理課

庶務課 (略)  
用地課 (略)

計画調整課

- (1) 土木事業に係る調査、計画及び調整に関する事項  
(2) 許可、認可等に係る技術的審査に関する事項（港湾課の所管に属する事項を除く。）  
(3) 土木事業に係る市町村事業の助言に関する事項

維持管理課

- (1) 土木施設の維持及び修繕工事の執行に関する事項  
(2) 道路の災害復旧工事の執行に関する事項  
(3) 交通安全施設、防雪及び凍雪害等の防止工事の執行に関する事項

道路課～建築課 (略)  
業務課

- (1) 庁舎管理に関する事項（地域整備部業務課が設置されている庁舎に限る。）  
(2)～(7) (略)

空港用地課～漁港課 (略)

- 13 新潟地域振興局巻農業振興部の課の分掌事務は、次のとおりとする。

庶務課 (略)

企画振興課

第1項に規定する農林振興部企画振興課の分掌事務

普及課 (略)

農村計画課

第1項に規定する農林振興部農村計画課の分掌事務

農村整備課・農地整備課 (略)

- 14 新潟地域振興局新津地域整備部の課の分掌事務は、次のとおりとする。

庶務課

第1項に規定する地域整備部庶務課の分掌事務  
用地課 (略)

計画調整課

- (1) 土木事業に係る調査、計画及び調整に関する事項  
(2) 許可、認可等に係る技術的審査に関する事項  
(3) 土木事業に係る市町村事業の助言に関する事項

維持管理課

第1項に規定する地域整備部維持管理課の分掌事務

工務課・ダム管理課 (略)

15 (略)

16 新潟地域振興局津川地区振興事務所の課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課～土木整備課 (略)

林業振興課

第11項に規定する農林振興部林業振興課の分掌事務

森林施設課 (略)

17～23 (略)

24 村上、魚沼、十日町、柏崎及び糸魚川の各地域振興局の健康福祉部は、次に掲げる事項(糸魚川地域振興局健康福祉部にあつては、第1号及び第3号から第10号までに掲げる事項)に係る事務を分掌する。

(1) 部所管の人事、公印、文書及び会計に関する事項

(2) 庁舎管理に関する事項(健康福祉部が設置されている庁舎に限る。)

(3) 保健所の庶務及び会計に関する事項

(4) 地域保健医療計画の推進に関する事項

(5) 保健、福祉及び医療情報に関する事項

(6) 事業計画及び業務調整に関する事項

(7) 保健福祉関係職員研修に関する事項

(8) 総合相談に関する事項

(9) 新型インフルエンザ等に係る総合調整に関する事項

(10) 地域保健課及び衛生環境課に属しない事項

25 村上及び糸魚川の各地域振興局の農林振興部、三条、魚沼、十日町及び柏崎の各地域振興局の農業振興部並びに新潟地域振興局巻農業振興部は、次に掲げる事項に係る事務を分掌する。

(1) 土地改良事業の計画樹立に関する事項

(2) 農地に係る土地利用及び水利の調査及び調整に関する事項

(3) 農業農村整備事業に係る設計、積算及び検査に関する事項

(4) 団体営農業農村整備事業の審査及び助言に関する事項

(5) 土地改良施設の維持管理に関する事項

(6) 農地及び農業用施設の災害復旧事業の執行に関する事項

(7) 国土調査に関する事項

(8) 農地に係る各種調査及び農業農村整備事業に係る技術職員の研修に関する事項

(9) 多面的機能支払制度に係る指導、助言及び検査に関する事項

26 村上、三条、魚沼、十日町、柏崎、糸魚川及び佐渡の各地域振興局の地域整備部並びに新潟地域

第2項に規定する地域整備部維持管理課の分掌事務

工務課・ダム管理課 (略)

15 (略)

16 新潟地域振興局津川地区振興事務所の課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課～土木整備課 (略)

林業振興課

第1項に規定する農林振興部林業振興課の分掌事務

森林施設課 (略)

17～23 (略)

振興局新津地域整備部は、次に掲げる事項に係る事務を分掌する。

- (1) 土木事業に係る調査、計画及び調整に関する事項
- (2) 許可、認可等に係る技術的審査に関する事項  
(佐渡地域振興局地域整備部にあつては、港湾課の所管に属する事項を除く。)
- (3) 土木事業に係る市町村事業の助言に関する事項

**第13条** 村上、三条、魚沼、十日町、柏崎、糸魚川及び佐渡の各地域振興局は、前条に規定するもののほか、次に掲げる事項に係る事務を分掌する。

- (1) 地域振興(広域的な見地から行うものを除く。次号及び第3号において同じ。)に係る施策の企画立案及び実施に関する事項
- (2) 地域振興に係る局内の調整に関する事項
- (3) 地域振興に係る市町村との情報交換に関する事項
- (4) 地域振興計画に関する事項
- (5) 前各号に掲げる事項に係る公印、文書及び会計に関する事項

第1款から第4款まで (略)

**第14条から第24条まで** 削除

(名称、位置及び所管区域)

**第25条** (略)

2・3 (略)

4 第1項の規定にかかわらず、新潟県保健所条例別表第2の3の項所掌事務の欄に掲げる事務についての所管区域は、次のとおりである。

名称	所管区域
----	------

新発田保健所	新発田市 <u>村上市</u> 阿賀野市 胎内市 北蒲原郡 <u>岩船郡</u>
--------	---

(略)

長岡保健所	長岡市 <u>柏崎市</u> 小千谷市 見附市 三島郡 <u>刈羽郡</u>
-------	---

南魚沼保健所	<u>十日町市</u> <u>魚沼市</u> <u>南魚沼市</u> 南魚沼郡 <u>中魚沼郡</u>
--------	--

上越保健所	上越市 <u>糸魚川市</u> 妙高市
-------	---------------------

(略)

第1款から第4款まで (略)

**第13条から第24条まで** 削除

(名称、位置及び所管区域)

**第25条** (略)

2・3 (略)

4 第1項の規定にかかわらず、新潟県保健所条例別表第2の3の項所掌事務の欄に掲げる事務についての所管区域は、次のとおりである。

名称	所管区域
----	------

<u>村上保健所</u>	<u>村上市</u> <u>岩船郡</u>
新発田保健所	新発田市 阿賀野市 胎内市 北蒲原郡

(略)

長岡保健所	長岡市 小千谷市 見附市 三島郡
-------	---------------------

<u>魚沼保健所</u>	<u>魚沼市</u>
南魚沼保健所	南魚沼市 南魚沼郡

<u>十日町保健所</u>	<u>十日町市</u> <u>中魚沼郡</u>
<u>柏崎保健所</u>	<u>柏崎市</u> <u>刈羽郡</u>

上越保健所	上越市 妙高市
-------	---------

<u>糸魚川保健所</u>	<u>糸魚川市</u>
---------------	-------------

(略)

(名称、位置及び所管区域)

第28条 (略)

(組織及び分掌事務)

第29条 (略)

2 (略)

(組織)

第32条 児童相談所に次の課を置く。

- (1) 新発田及び南魚沼の各児童相談所  
企画指導課  
相談判定課
- (2)・(3) (略)

(分掌事務)

第33条 新発田及び南魚沼の各児童相談所の課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画指導課

- (1) 児童福祉に関する相談、調査及び援助に関する事項（児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により児童相談所が行うものであつて継続的事例に係るものに限る。）
- (2) 児童の一時保護に関する事項（児童福祉法の規定により児童相談所が行うものに限る。）

相談判定課

児童福祉に関する相談、調査、判定及び援助に関する事項（児童福祉法の規定により児童相談所が行うものに限り、企画指導課の所管に属する事項を除く。）

2・3 (略)

第5款の2 削除

第76条の2及び第76条の3 削除

(名称、位置及び所管区域)

第28条 (略)

2 福祉事務所の事務の一部を分掌させるため、次のとおり地区センターを置く。

名称	位置	担当区域
新津地域福祉事務所津川地区センター	東蒲原郡阿賀町	東蒲原郡

(組織及び分掌事務)

第29条 (略)

2 (略)

3 新津地域福祉事務所津川地区センターに次の課を置く。

地域福祉課

(組織)

第32条 児童相談所に次の課を置く。

- (1) 新発田及び南魚沼の各児童相談所  
相談課
- (2)・(3) (略)

(分掌事務)

第33条 新発田及び南魚沼の各児童相談所の相談課の分掌事務は、次のとおりとする。

児童福祉に関する相談、調査、判定、援助及び一時保護に関する事項（児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により児童相談所が行うものに限る。）

2・3 (略)

第5款の2 歴史博物館

(名称及び位置)

第76条の2 歴史博物館の名称及び位置は次のとおりである。

名 称 位 置  
新潟県立歴史博物館 長岡市

(組織及び分掌事務)

第76条の3 歴史博物館に経営企画課及び学芸課を置き、その分掌事務は、次のとおりとする。

経営企画課

- (1) 人事、公印、文書及び会計に関する事項
- (2) 庁舎管理に関する事項
- (3) 講演会、研究会等の開催に関する事項
- (4) 博物館学習の促進、支援に関する事項
- (5) 広報及び利用者サービスに関する事項
- (6) 学校及び社会教育関係機関、団体等との連携に関する事項
- (7) 学芸課に属しない事項

学芸課

- (1) 資料の収集、保管及び展示に関する事項
- (2) 資料の調査研究に関する事項
- (3) 資料の情報提供に関する事項
- (4) 資料の利用についての助言に関する事項
- (5) 展覧会の企画及び開催に関する事項

(組織及び分掌事務)

第131条 (略)

2 上越テクノスクールに能力開発支援課、訓練第1課及び訓練第2課を置き、その分掌事務は、次のとおりとする。

能力開発支援課

- (1) 前項に規定する総務課の分掌事務
- (2) 前項に規定する開発援助課の分掌事務

訓練第1課

(1)～(3) (略)

訓練第2課

前項に規定する訓練第2課の分掌事務

3 三条テクノスクールに庶務課、訓練課及び能力開発支援課を置き、その分掌事務は、次のとおりとする。

庶務課 (略)

訓練課

前項に規定する訓練第1課の分掌事務

能力開発支援課

- (1) 短期課程の職業訓練に関する事項
- (2) 事業主等の行う職業訓練に関する事項
- (3) 職業訓練指導員試験及び技能検定の援助及び協力に関する事項
- (4) 無料職業紹介事業に関する事項

4 (略)

(組織及び分掌事務)

第131条 (略)

2 上越テクノスクールに総務課及び訓練課を置き、その分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

前項に規定する総務課の分掌事務

訓練課

(1)～(3) (略)

(4) 前項に規定する訓練第2課及び開発援助課の分掌事務

3 三条テクノスクールに総務課及び訓練課を置き、その分掌事務は、次のとおりとする。

総務課 (略)

訓練課

前項に規定する訓練課の分掌事務

4 (略)

## 第29款の2 近代美術館

(名称及び位置)

**第131条の2** 近代美術館及び分館として設置される万代島美術館の名称及び位置は、次のとおりである。

<u>名</u>	<u>称</u>	<u>位</u>	<u>置</u>
新潟県立近代美術館		長岡市	
新潟県立近代美術館万代島美術館		新潟市	

(組織及び分掌事務)

**第131条の3** 近代美術館に総務課及び学芸課を置き、その分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

- (1) 人事、公印、文書及び会計に関する事項
- (2) 庁舎管理に関する事項
- (3) 学芸課に属しない事項

学芸課

- (1) 美術品等の収集、保管及び展示に関する事項
- (2) 美術に係る調査研究に関する事項
- (3) 講演会、研究会等の開催に関する事項
- (4) 広報及び利用者サービスに関する事項
- (5) 学校及び社会教育関係機関、団体等との連携に関する事項
- (6) 資料の利用についての助言に関する事項
- (7) 展覧会の企画及び開催に関する事項

**2** 万代島美術館に業務課を置き、その分掌事務は、次のとおりとする。

前項に規定する総務課及び学芸課の分掌事務

## 第29款の3 歴史博物館

(名称及び位置)

**第131条の4** 歴史博物館の名称及び位置は、次のとおりである。

<u>名</u>	<u>称</u>	<u>位</u>	<u>置</u>
新潟県立歴史博物館		長岡市	

(組織及び分掌事務)

**第131条の5** 歴史博物館に経営企画課及び学芸課を置き、その分掌事務は、次のとおりとする。

経営企画課

- (1) 人事、公印、文書及び会計に関する事項
- (2) 庁舎管理に関する事項
- (3) 講演会、研究会等の開催に関する事項
- (4) 博物館学習の促進、支援に関する事項
- (5) 広報及び利用者サービスに関する事項
- (6) 学校及び社会教育関係機関、団体等との連携に関する事項
- (7) 学芸課に属しない事項

学芸課

- (1) 資料の収集、保管及び展示に関する事項
- (2) 資料の調査研究に関する事項
- (3) 資料の情報提供に関する事項
- (4) 資料の利用についての助言に関する事項
- (5) 展覧会の企画及び開催に関する事項

(組織)

**第133条** 農業総合研究所に次の部、課、室及び係を置く。

管理部 (略)  
企画経営部  
企画調整室

基盤研究部・アグリ・フーズバイオ研究部 (略)  
2～5 (略)

(分掌事務)

**第134条** 農業総合研究所の部、課及び室の分掌事務は、次のとおりとする。

管理部 (略)  
企画経営部

- (1) 経営的視点に基づいた農業技術の評価及び経営研究に関する事項
- (2) 農業及び食品産業の革新的技術開発に係る産学官連携に関する事項
- (3) 各研究センター及び各農業技術センターとの研究業務の連絡調整に関する事項
- (4) 開発技術の情報発信及び知的財産権管理に関する事項

企画調整室 (略)

基盤研究部・アグリ・フーズバイオ研究部 (略)  
2～8 (略)

(職の設置)

**第164条** 本庁及び各地域機関に、法令の規定により置かれる職並びに第2節及び第3節の規定により置く職制上の職のほか、次のうち必要な職を置く。

事務職員、技術職員及び教員をもつて充てる職

- (1)～(8) (略)
- (8)の2 美術学芸員
- (8)の3 文化財調査員

(組織)

**第133条** 農業総合研究所に次の部、課、室及び係を置く。

管理部 (略)  
企画経営部  
企画調整室  
連携推進室

基盤研究部・アグリ・フーズバイオ研究部 (略)  
2～5 (略)

(分掌事務)

**第134条** 農業総合研究所の部、課及び室の分掌事務は、次のとおりとする。

管理部 (略)  
企画経営部

企画調整室 (略)

連携推進室

- (1) 経営的視点に基づいた農業技術の評価及び経営研究に関する事項
- (2) 農業及び食品産業の革新的技術開発に係る産学官連携に関する事項
- (3) 各研究センター及び各農業技術センターとの研究業務の連絡調整に関する事項
- (4) 開発技術の情報発信及び知的財産権管理に関する事項

基盤研究部・アグリ・フーズバイオ研究部 (略)  
2～8 (略)

(職の設置)

**第164条** 本庁及び各地域機関に、法令の規定により置かれる職並びに第2節及び第3節の規定により置く職制上の職のほか、次のうち必要な職を置く。

事務職員、技術職員及び教員をもつて充てる職

- (1)～(8) (略)
- (8)の2 廃棄物監視員

(9)～(41) (略)

用員をもつて充てる職 (略)

(部長等)

**第165条** 部(知事政策局、環境局、防災局、交通政策局及び出納局を含む。以下この節において同じ。)に部長(知事政策局長、環境局長、防災局長、交通政策局長及び出納局長を含む。以下この節において同じ。)を置く。

2～4 (略)

5 部に副部長(知事政策局、環境局、交通政策局及び出納局にあつては、副局長。次項において同じ。)を置くことができる。

6～8 (略)

(デジタル改革監)

**第165条の5** 知事政策局にデジタル改革監を置くことができる。

2 デジタル改革監は、部長の命を受けてデジタル改革に関する事務を処理するとともに部長を補佐してデジタル改革に関する技術的助言及び指導を行う。

(行政調査員)

**第171条** 総務部市町村課に行政調査員を置く。

(法務管理監等)

**第172条** 総務部法務文書課に法務管理監を置くことができる。

2 総務部法務文書課に法務調整員を置く。

3 総務部法務文書課に浄書印刷長及び副浄書印刷長を置くことができる。

(財政調整員)

**第173条** 総務部財政課に財政調整員を置く。

(人事調査員)

**第174条の2** 総務部人事課に人事調査員を置くことができる。

(警備長等)

**第175条** 総務部管財課に警備長、副警備長、車庫長、副車庫長及び設備長を置くことができる。

(技術専門員)

**第176条** 総務部管財課及び防災局消防課に技術専門員を置くことができる。

(総括政策企画員等)

**第177条** (略)

2 知事政策局政策企画課、広報広聴課、地域政策

(9)～(41) (略)

用員をもつて充てる職 (略)

(部長等)

**第165条** 部(知事政策局、防災局、観光局、交通政策局及び出納局を含む。以下この節において同じ。)に部長(知事政策局長、防災局長、観光局長、交通政策局長及び出納局長を含む。以下この節において同じ。)を置く。

2～4 (略)

5 部に副部長(知事政策局、観光局、交通政策局及び出納局にあつては、副局長。次項において同じ。)を置くことができる。

6～8 (略)

(情報企画監)

**第165条の5** 総務管理部に情報企画監を置くことができる。

2 情報企画監は、部長の命を受けて行政情報化及び地域情報化に関する事務を処理するとともに部長を補佐して行政情報化及び地域情報化に関する重要事項の企画及び調整を行う。

(行政調査員)

**第171条** 総務管理部市町村課に行政調査員を置く。

(法務管理監等)

**第172条** 総務管理部法務文書課に法務管理監を置くことができる。

2 総務管理部法務文書課に法務調整員を置く。

3 総務管理部法務文書課に浄書印刷長及び副浄書印刷長を置くことができる。

(財政調整員)

**第173条** 総務管理部財政課に財政調整員を置く。

(人事調査員)

**第174条の2** 総務管理部人事課に人事調査員を置くことができる。

(警備長等)

**第175条** 総務管理部管財課に警備長、副警備長、車庫長、副車庫長及び設備長を置くことができる。

(技術専門員)

**第176条** 総務管理部管財課及び防災局消防課に技術専門員を置くことができる。

(総括政策企画員等)

**第177条** (略)

2 知事政策局政策企画課、広報広聴課、地域政策

課、ICT推進課及び国際課、総務部行政改革課、県民生活課、大学・私学振興課及び税務課、環境局環境政策課、防災局防災企画課、原子力安全対策課、福祉保健部福祉保健総務課、地域医療政策課、感染症対策・薬務課、高齢福祉保健課、健康づくり支援課及び障害福祉課、産業労働部産業政策課、地域産業振興課、創業・イノベーション推進課及びしごと定住促進課、観光文化スポーツ部観光企画課及び国際観光推進課、文化課及びスポーツ課、農林水産部農業総務課、農産園芸課、食品・流通課及び治山課、農地部農地管理課、土木部監理課、技術管理課、都市局都市政策課及び都市局都市整備課並びに交通政策局交通政策課、港湾振興課及び空港課に政策企画員を置く。

**第179条** (略)

(専門学芸員等)

**第179条の2** 観光文化スポーツ部文化課に専門学芸員、主任学芸員、専門調査員及び主任調査員を置くことができる。

**第179条の3** (略)

(建築調整員等)

**第181条の2** 総務部管財課及び土木部都市局営繕課に建築調整員を置く。

2 土木部都市局営繕課に建築設備専門員を置くことができる。

(政策統括監等)

**第182条の2** 知事政策局に政策統括監及び男女平等・共同参画統括監を置くことができる。

2 政策統括監及び男女平等・共同参画統括監は、上司の命を受けて県政の重要課題に係る企画立案及び政策調整を総括整理する。

(企画主幹等)

**第183条** (略)

2 (略)

3 主管課及び総務部人事課に参与を置くことができる。

4 (略)

(電話交換長)

**第186条** 総務部管財課通信管理室に電話交換長を置くことができる。

(廃棄物特別監視員)

**第187条** 環境局資源循環推進課不法投棄対策室に廃棄物特別監視員を置くことができる。

課、ICT推進課及び国際課、総務管理部行政改革課、大学・私学振興課及び税務課、県民生活・環境部県民生活課、スポーツ課及び環境企画課、防災局防災企画課、福祉保健部福祉保健総務課、地域医療政策課、感染症対策・薬務課、高齢福祉保健課、健康づくり支援課及び障害福祉課、産業労働部産業政策課、地域産業振興課、創業・イノベーション推進課、しごと定住促進課及び職業能力開発課、観光局観光企画課及び国際観光推進課、農林水産部農業総務課、農産園芸課、食品・流通課及び治山課、農地部農地管理課、土木部監理課、技術管理課、都市局都市政策課及び都市局都市整備課並びに交通政策局交通政策課、港湾振興課及び空港課に政策企画員を置く。

**第179条** (略)

(建築調整員等)

**第179条の2** (略)

**第179条の2** (略)

(建築調整員等)

**第181条の2** 総務管理部管財課及び土木部都市局営繕課に建築調整員を置く。

2 土木部都市局営繕課に建築設備専門員を置く。

(政策統括監)

**第182条の2** 知事政策局に政策統括監を置くことができる。

2 政策統括監は、上司の命を受けて県政の重要事項に係る企画立案及び政策調整を総括整理する。

(企画主幹等)

**第183条** (略)

2 (略)

3 主管課及び総務管理部人事課に参与を置くことができる。

4 (略)

(電話交換長)

**第186条** 総務管理部管財課通信管理室に電話交換長を置くことができる。

(廃棄物特別監視員)

**第187条** 県民生活・環境部廃棄物対策課不法投棄対策室に廃棄物特別監視員を置くことができる。

(次長)

**第189条** 保健所、福祉事務所、児童相談所、食肉衛生検査センター、計量検定所、病害虫防除所、家畜保健衛生所、自治研修所、放射線監視センター、中央福祉相談センター、保健環境科学研究所、精神保健福祉センター、コロニーにいがた白岩の里、新潟学園、工業技術総合研究所及び流域下水道事務所に次長を置くことができる。

2 近代美術館及び歴史博物館に副館長を置くことができる。

3 (略)

(地域振興局の部長等)

**第190条** (略)

2 地域振興局の事務所及び児童・障害者相談センターに所長を置く。

3 部長及び所長は、局長の命を受けて部、事務所及び児童・障害者相談センターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(地域振興局の副部長等)

**第190条の2** 次の表の左欄に掲げる地域振興局に、同表の中欄に掲げる部の区分に応じ、同表の右欄に掲げる副部長を置く。

村上及び糸魚川の各地域振興局	(略)	(略)
新潟地域振興局	(略)	(略)
	県税部	(略)
		副部長 (新津収税担当)
		<u>副部長 (三条収税担当)</u>
		<u>副部長 (佐渡収税担当)</u>
	(略)	(略)
三条地域振興局	(略)	(略)
	(略)	(略)
魚沼地域振興局	(略)	(略)
	(略)	(略)
十日町地域振興局	(略)	(略)
	(略)	(略)
柏崎地域振興局	(略)	(略)
	(略)	(略)
佐渡地域振興局	(略)	(略)

(次長)

**第189条** 保健所、福祉事務所、中央児童相談所、食肉衛生検査センター、計量検定所、病害虫防除所、家畜保健衛生所、自治研修所、放射線監視センター、中央福祉相談センター、保健環境科学研究所、精神保健福祉センター、コロニーにいがた白岩の里、新潟学園、工業技術総合研究所及び流域下水道事務所に次長を置くことができる。

2 歴史博物館に副館長を置くことができる。

3 (略)

(地域振興局の部長等)

**第190条** (略)

2 地域振興局の事務所に所長を置く。

3 部長及び所長は、局長の命を受けて部及び事務所の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(地域振興局の副部長等)

**第190条の2** 次の表の左欄に掲げる地域振興局に、同表の中欄に掲げる部の区分に応じ、同表の右欄に掲げる副部長を置く。

村上及び糸魚川の各地域振興局	(略)	<u>企画振興部</u>	<u>副部長</u>
新潟地域振興局	(略)	県税部	(略)
			副部長 (新津収税担当)
	(略)	(略)	(略)
三条地域振興局	(略)	<u>企画振興部</u>	<u>副部長</u>
		県税部	<u>副部長</u>
		(略)	(略)
魚沼地域振興局	(略)	<u>企画振興部</u>	<u>副部長</u>
		(略)	(略)
十日町地域振興局	(略)	<u>企画振興部</u>	<u>副部長</u>
		(略)	(略)
柏崎地域振興局	(略)	<u>企画振興部</u>	<u>副部長</u>
		(略)	(略)
佐渡地域振興局	(略)	<u>企画振興部</u>	<u>副部長</u>

(略)

2～4 (略)

5 地域振興局の事務所、児童・障害者相談センター及び佐渡地域振興局の部並びに上越地域振興局農林振興部上越東農林事務所並びに長岡地域振興局地域整備部及び上越地域振興局地域整備部の維持管理事務所に次長を置くことができる。

6 次長は、所長又は副部長を補佐して部、事務所、児童・障害者相談センター、農林事務所又は維持管理事務所の事務を整理するとともに所長又は副所長の命を受けて部、事務所、児童・障害者相談センター、農林事務所又は維持管理事務所の事務を処理する。

(地域振興監)

**第191条** 地域振興局に地域振興監を置くことができる。

2 地域振興監は、局長の命を受けて地域振興施策の企画立案及び調整を行う。

(内部組織の長等)

**第192条** 各地域機関の局、部（地域振興局及びはまぐみ小児療育センターの部を除く。）、課、室、センター（地域振興局の児童・障害者相談センターを除く。）、係、科（はまぐみ小児療育センターの科を除く。）、支所、分所、分館及び支場に長を置く。

2～9 (略)

(地域振興専門員)

**第194条** 地域振興局企画振興部に地域振興専門員を置くことができる。

2 地域振興局に地域振興専門員を置くことができる。

(廃棄物特別監視員)

**第197条** 地域振興局健康福祉環境部の環境センターに廃棄物特別監視員を置くことができる。

(企画専門員)

**第201条の2** 地域振興局の農林振興部、農業振興部及び農林水産振興部の企画振興課及び農業企画課に企画専門員を置くことができる。

(専門普及指導員等)

**第203条** 地域振興局の農林振興部、農業振興部及び農林水産振興部の企画振興課、農業企画課及び普及課、新潟地域振興局巻農業振興部の普及課並び

県税部 副部長

(略)

2～4 (略)

5 地域振興局の事務所及び佐渡地域振興局の部並びに上越地域振興局農林振興部上越東農林事務所並びに長岡地域振興局地域整備部及び上越地域振興局地域整備部の維持管理事務所に次長を置くことができる。

6 次長は、所長又は副部長を補佐して部、事務所、農林事務所又は維持管理事務所の事務を整理するとともに所長又は副所長の命を受けて部、事務所、農林事務所又は維持管理事務所の事務を処理する。

**第191条** 削除

(内部組織の長等)

**第192条** 各地域機関の局、部（地域振興局及びはまぐみ小児療育センターの部を除く。）、課、室、センター、係、科（はまぐみ小児療育センターの科を除く。）、支所、分所及び支場に長を置く。

2～9 (略)

(地域振興専門員)

**第194条** 地域振興局企画振興部地域振興課に地域振興専門員を置くことができる。

(廃棄物特別監視員等)

**第197条** 地域振興局健康福祉環境部の環境センターに廃棄物特別監視員及び廃棄物監視員を置くことができる。

(企画専門員)

**第201条の2** 地域振興局の農林振興部、農業振興部及び農林水産振興部の企画振興課及び農業企画課並びに新潟地域振興局巻農業振興部の企画振興課に企画専門員を置くことができる。

(専門普及指導員等)

**第203条** 地域振興局の農林振興部、農業振興部及び農林水産振興部の企画振興課、農業企画課、普及課、普及第1課及び普及第2課、新潟地域振興局

に上越地域振興局農林振興部上越東農林事務所の普及課に専門普及指導員、主査普及指導員及び主任普及指導員を置くことができる。

(計画専門員)

**第206条** 地域振興局の健康福祉部及び健康福祉環境部の企画調整課、地域振興局の農林振興部、農業振興部、農村整備部及び農林水産振興部の農村計画課、地域振興局地域整備部の計画調整課、新潟地域振興局津川地区振興事務所土木整備課並びに上越地域振興局妙高砂防事務所工務課に計画専門員を置くことができる。

2 村上及び糸魚川の各地域振興局の農林振興部、三条、魚沼、十日町及び柏崎の各地域振興局の農業振興部、新潟地域振興局巻農業振興部、村上、三条、魚沼、十日町、柏崎、糸魚川及び佐渡の各地域振興局の地域整備部並びに新潟地域振興局新津地域整備部に計画専門員を置くことができる。

(参事等)

**第212条** 地域機関及びその内部組織に、参事、副参事、専門研究員、専門学芸員、係長、主査、専門員、主任、主任研究員及び主任学芸員を置くことができる。

2 参事、副参事、専門研究員、専門学芸員、係長、主査、専門員、主任、主任研究員及び主任学芸員は、上司の命を受けて担当事務を処理する。

**第213条** 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に基づいて設置されている附属機関は、次のとおりである。

名称	担任する事務	設置規定
----	--------	------

(略)

新潟県景観  
審議会 (略)

新潟県文化財保護審議会	文化財の保存及び活用に関する重要事項の調査審議並びにこれらの事項についての知事に対する建議	文化財保護法(昭和25年法律第214号)第190条
-------------	---	---------------------------

新潟県近代美術館協議会	近代美術館の運営に関する調査審議及び館長に対する意見の	博物館法(昭和26年法律第285号)第20
-------------	-----------------------------	-----------------------

巻農業振興部の企画振興課及び普及課並びに上越地域振興局農林振興部上越東農林事務所の普及課に専門普及指導員、主査普及指導員及び主任普及指導員を置くことができる。

(計画専門員)

**第206条** 地域振興局の健康福祉部及び健康福祉環境部の企画調整課、地域振興局の農林振興部、農業振興部、農村整備部及び農林水産振興部の農村計画課、地域振興局地域整備部の計画調整課、新潟地域振興局新津地域整備部計画調整課、新潟地域振興局津川地区振興事務所土木整備課並びに上越地域振興局妙高砂防事務所工務課に計画専門員を置くことができる。

2 佐渡地域振興局地域整備部に計画専門員を置くことができる。

(参事等)

**第212条** 地域機関及びその内部組織に、参事、副参事、専門研究員、主査、専門員、主任及び主任研究員を置くことができる。

2 参事、副参事、専門研究員、主査、専門員、主任及び主任研究員は、上司の命を受けて担当事務を処理する。

**第213条** 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に基づいて設置されている附属機関は、次のとおりである。

名称	担任する事務	設置規定
----	--------	------

新潟県屋外広告物審議会	屋外広告物に関する重要事項の調査審議及び必要な事項についての知事に対する建議	新潟県附属機関設置条例第2条第1項
-------------	--	-------------------

(略)

新潟県景観  
審議会 (略)

陳述

条第1項

**附 則**

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第213条の改正（新潟県屋外広告物審議会の項を削る部分に限る。）は、同年7月1日から施行する。